

# 入札公告

当機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第11条の規定に基づき、以下の一般競争入札（最低価格落札方式）を公告します。

2024年11月1日

独立行政法人国際協力機構  
本部 契約担当役 理事

- 業務名称：太平洋島嶼国における JICA の事業概要パンフレット改訂
- 競争に付する事項：入札説明書第1入札手続3. のとおり
- 競争参加資格：第1入札手続5. のとおり
- 契約条項：入札説明書第4契約書（案）のとおり。
- 電子入札による入札執行：  
本業務の入札は電子入札システムで実施します。日時及び詳細については入札説明書をご覧ください。
- その他：入札説明書のとおり。

以上

# 入札説明書

【電子入札システム対象案件

／最低価格落札方式】

業務名称：太平洋島嶼国における JICA の事業概要パンフレット改訂

調達管理番号：24a00585

- 第1 入札手続
- 第2 業務仕様書（案）
- 第3 経費に係る留意点
- 第4 契約書（案）
- 別添 様式集

2024年11月1日

独立行政法人 国際協力機構

国際協力調達部

## 【入札説明書の改訂（2024年10月）】

第1の5.（2）において、「3）人的関係 b）役職員等」について、一般財団法人及び一般社団法人の理事が対象となることが不明瞭であったことから、①iv.に追記しました。

第1の5.（5）において、d）（共同企業体構成員の提出書類）に変更（資本関係又は人的関係に関する申告書を追加）を行いました。また2024年4月以降、競争参加資格の確認結果は資格無しの場合のみ通知することに变更していますのでご留意ください。

# 第1 入札手続

## 1. 公告

公告日 2024年11月1日  
調達管理番号 24a00585

## 2. 契約担当役

本部 契約担当役 理事

## 3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：太平洋島嶼国における JICA の事業概要パンフレット改訂
- (2) 選定方式：一般競争入札（最低価格落札方式）
- (3) 業務仕様：「第2 業務仕様書（案）」のとおり
- (4) 業務履行期間（予定）：2024年12月23日から2025年6月30日

## 4. 手続全般にかかる事項

### (1) 書類等の提出先

入札手続窓口、各種照会先は以下のとおりです。なお、本項以降も必要な場合にはこちらが連絡先となります。

〒102-8012  
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル  
独立行政法人国際協力機構 国際協力調達部契約推進第三課  
【電話】03-5226-6609  
【メールアドレス】e\_sanka@jica.go.jp  
※当機構からのメールを受信できるよう、当機構のドメイン（jica.go.jp）またはメールアドレスを受信できるように設定してください。  
メールを送付後、受信完了の連絡が無い場合は上記電話番号までお問合せください。

### (2) 書類等の提出方法

#### 1) 入札手続きのスケジュール及び書類等の提出方法

予め機構が設定した締切日時までに必要となる書類の提出方法については、別紙「手続・締切日時一覧」にてそれぞれご確認ください。

なお、当機構のメールシステムのセキュリティ設定上、zip形式のファイルが添付されたメールは受信不可となりますので、他の形式でお送りください。これにより難しい場合は、上記（1）の連絡先までお問い合わせください。

- 2) 電子入札による各種書類の授受方法については以下の「電子入札システムポータルサイト」をご覧ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

\* JICA 電子入札システムでの入札を行うためには、以下の準備及び期間が必要となりますので、初めての方は入札書の提出日より前までにご準備ください。

① 認証局発行の IC カード及びカードリーダーの準備

詳細は上記ポータルサイトに掲載の操作マニュアル「操作マニュアル（設定～利用者登録）」をご参照ください。認証局によりますが、IC カードの発効には 2～4 週間かかります。

② 団体情報の登録及び「業者番号」の入手

電子入札システムでの利用者登録に「業者番号」が必要です。業者番号発行には JICA の団体情報登録が必要であり、登録がない場合はあらかじめ団体登録手続きが必要となります。なお、同登録には、7～10 営業日かかります。

【団体情報登録】

<https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html>

3) 書類等の押印省略

機密保持誓約書、競争参加資格確認申請書、共同企業体結成届、委任状及び入札書等の提出書類については、全て代表者印等の押印を原則とします。ただし、押印が困難な場合は、各書類送付時のメール本文に、社内責任者の役職・氏名とともに、押印が困難な旨を記載し、社内責任者より（もしくは社内責任者に cc を入れて）メールを送信いただくことで押印に代えることができます。

(3) 電子入札システム上の案件分類について

電子入札システム上、本案件は「工事、コンサル」に分類されております。お間違えのないようご注意ください。

操作手順の詳細は、以下操作マニュアルの 6 ページを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>

## 5. 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の再委託先または下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることも認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画または再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規(調)第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者。具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争参加資格確認申請書の提出期限日において上記規程に基づく資格停止期間中の場合、本入札には参加できません。
- b) 資格停止期間前に本入札への競争参加資格確認審査に合格した場合でも、入札執行時点において資格停止期間となる場合は、本入札には参加できません。
- c) 資格停止期間前に落札している場合は、当該落札者との契約手続きを進めます。

## (2) 積極的資格制限

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めま

す。

### 1) 全省庁統一資格

令和04・05・06年度全省庁統一資格で

「物品の販売」、「役務の提供等」の資格を有すること。（等級は問わない）

### 2) 日本国登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

### 3) 資本関係又は人的関係

競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが、共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

#### a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - i. 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社にお

る取締役

- 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役

ii. 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii. 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）

iv. 一般財団法人、一般社団法人及び組合の理事

v. その他業務を遂行する者であって、i からivまでに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記a) 又はb) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

※留意事項：入札書を提出しようとする者の中で競争参加意思等の確認・相談を行うことは原則として認めていませんが、上記の資本関係又は人的関係に基づく競争参加制限を回避する目的で当事者間で連絡を取ることは、これに抵触するものではありません。

### （3）共同企業体、再委託について

#### 1) 共同企業体

共同企業体の結成を認めます。ただし、共同企業体の代表者及び構成員全員が、上記（1）及び（2）の競争参加資格要件を満たす必要があります。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式集参照）を作成し、各社毎の競争参加資格確認申請書と共に提出してください。結成届には、原則として、構成員の全ての社の代表者印または社印を押印してください。

#### 2) 再委託

再委託は原則禁止となります。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるときまたは発注者の承諾を得たときは、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限り再委託は可能です。

### （4）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

## (5) 競争参加資格の確認

競争参加資格を確認するため、以下の1)を「4. 手続全般にかかる事項(1) 書類等の提出先」まで電子メールで提出してください。提出方法及び締切日時は別紙「手続・締切日時一覧」をご覧ください。

### 1) 提出書類：

- a) 競争参加資格確認申請書(様式集参照)
- b) 全省庁統一資格審査結果通知書(写)
- c) 資本関係又は人的関係に関する申告書
- d) 共同企業体を結成するときは、以上に加えて以下の提出が必要です。
  - ・共同企業体結成届
  - ・共同企業体を構成する社(構成員)の資格確認書類(上記a)、b)、c))

### 2) 確認結果の通知

確認の結果、資格有と判断される場合は結果を通知しません。資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。

## 7. 入札説明書に対する質問

- (1) 業務仕様書(案)の内容等、この入札説明書に対する質問がある場合は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、質問書様式(別添様式集参照)に記載のうえ、メールに添付して提出ください。
- (2) 公正性・公平性等確保の観点から、電話等口頭でのご質問は原則としてお断りしていただきますのでご了承ください。
- (3) 上記(1)の質問に対する回答書は、別紙「手続・締切日時一覧」に従い、以下のサイト上に掲示します。なお、質問がなかった場合には掲載を省略します。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/buppin/koji2024.html>
- (4) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

## 8. 辞退届の提出

- (1) 競争参加資格の確認を申請した者が競争参加を辞退するときは、遅くとも入札会1営業日まえの正午までに辞退する旨を下記メールアドレスまで送付願います。  
宛先：e\_sanka@jica.go.jp  
件名：【辞退】(調達管理番号)\_(法人名)\_ 案件名
- (2) (1)の手続きにより競争参加を辞退した者は、これを理由として以降の入札において不利益な取扱いを受けるものではありません。
- (3) 一度提出された辞退届は、取り消しを認めません。

## 9. 入札執行(入札会)の日時等

当機構契約事務取扱細則第14条第2項「前項に定める競争入札の執行における開札は、立会いによるものに代えて、インターネット上に設置する電子入札システムにより行うことができるものとする」に基づき、電子入札システムで入札を実施します。なお、再入札の場合は、発注者から再入札実施日時を通知しますので、締切時間まで

に再入札書を電子入札システム上で提出願います。

また、締切時間までに再入札もしくは辞退の意思表示がなされない場合には失格となります。

(1) 入札開始日時：2024年12月12日（木）午後2時00分

(2) 再入札の実施

再入札の場合には、電子入札システムにて再入札の日時を指定し通知します。1回目の入札から再入札までの間隔は通常20分程度になりますので、再入札に備えてすぐに電子入札システム利用できるよう予めご準備ください。なお、詳細は「12. 入札方法等」をご覧ください。

## 10. 入札者の失格

入札書受付締切日時までに入札書を提出しなかった場合（再入札時の場合も含む）には入札者を失格とします（入札者側のPCのトラブルによる場合も含む）。

## 11. 入札方法等

(1) 電子入札システムで入札を行います。

(2) 入札会の手順

1) 開札

入札執行者は、開札時刻に電子入札システムにより開札し、入札結果を同システム上で入札者に開示します。再入札となる場合には再入札通知書を発行します。

2) 再入札及び不落随意契約交渉

a) 開札後、再入札が発生した際には入札者は電子入札システムにより再入札通知書に記載の入札書受付/締切日時、開札日時に従い、記載されている入札最低金額未満の金額で再入札書を提出します。

b) 開札の結果、すべての入札金額が予定価格を超える場合には、ただちに2回目の再入札を行います。

c) 2回まで行っても落札者がいないときは入札を打ち切り、不落随意契約の交渉に応じて頂く場合があります。

(3) 入札途中での辞退

「不調」の結果に伴い、再入札を辞退する場合は、「辞退」ボタンを選択して必要事項を記入の上、電子入札システム上で提出して下さい。

(4) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札者を決定します。その場合、入札書提出時にご入力いただいた任意の「くじ入力番号」をもとに、電子入札システムで自動的に抽選し落札者を決定します。

(5) 落札者と宣言された者の失格

落札者と宣言された者について、入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められる場合には当該落札者を失格とし、改めて落札者を決定する場合があります。

## 12. 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

(1) 明らかに連合によると認められる入札

- (2) 条件が付されている入札
- (3) その他入札に関する条件に違反した入札

### 1 3. 落札者の決定方法

- (1) 発注者の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。落札者は、入札金額の内訳書（社印不要）をメールで提出ください。なお、内訳に出精値引きを含めることは認めません。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定します。
- (3) 落札者と宣言された者の失格  
入札会において上述の落札者の決定方法に基づき落札者と宣言された者について、入札会の後に、以下の条件に当てはまると判断された場合は、当該落札者を失格とし、改めて落札者を確定します。
  - 1) その者が提出した入札書に不備が発見され、1 2. に基づき「無効」と判断された場合
  - 2) 入札金額が著しく低い等、当該応札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められる場合

### 1 4. 契約書の作成及び締結

- (1) 落札者は電子署名による契約を締結することを基本とし、「第4 契約書（案）」に基づき、速やかに契約書を作成し、電子署名より締結します。なお、書面による契約を希望する場合は落札後発注者へご照会ください。
- (2) 契約条件、条文については、「第4 契約書（案）」を参照してください。なお契約書（案）の文言に質問等がある場合は、「7. 入札説明書に対する質問」の際に併せて照会ください。
- (3) 契約保証金は免除します。
- (4) 契約書附属書Ⅱ「契約金額内訳書」については、入札金額の内訳書等の文書に基づき、両者協議・確認して設定します。

### 1 5. 競争・契約情報の公表

本競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

競争への参加及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表
  - 1) 公表の対象となる契約相手方取引先  
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
    - a) 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職している

こと

b) 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

a) 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

b) 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

c) 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

d) 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

## 16. その他

(1) 機構が配布・貸与した資料・提供した情報（口頭によるものを含む）は、本件業務の見積書を作成するためのみに使用することとし、複写または他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) 競争参加資格がないと認められた者については、その通知日の翌日から起算して7営業日以内に説明を求めることができますので、ご要望があれば「4. 手続全般にかかる事項（1）書類等の提出先」までご連絡ください。

(3) 当機構では、参考見積取得等の調達手続きにかかる各種支援業務を、「ディーコープ株式会社」及び「株式会社うるる」へ委託しています。

同2者から企業の皆様へ、直接、本案件にかかる応募勧奨のご連絡を差し上げる場合がございますので、予めご承知おき願います。

本業務委託について、詳細は以下をご確認ください。

[https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase\\_kokunai\\_230125.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/chotatsu/buppin/ve9qi800000072mb-att/oshirase_kokunai_230125.pdf)

## 第2 業務仕様書（案）

この業務仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下、「発注者」）が実施する「太平洋島嶼国における JICA の事業概要パンフレット改訂」に関する業務の内容を示すものです。本件受注者は、この業務仕様書に基づき本件業務を実施します。

### 1. 業務の背景

太平洋島嶼国はミクロネシア、メラネシア、ポリネシア地域の国々より構成され、日本と歴史的に関係が深く、その多くが親日的で、国際社会において日本の立場を支持するなど、日本にとって重要な友好国である。また、近年は、地政学的な重要性の高まりや、日本政府による「自由で開かれたインド太平洋」等の推進もあり、国内においても当該地域への重要性や関心が高まっている。

太平洋・島サミット（Pacific Islands Leaders Meeting：PALM）は、日本がこれらの国々との関係を強化する目的で、1997年に初めて開催され、以後3年毎に日本で開催されている。太平洋島嶼国は、美しい海と自然に恵まれた国々が多い一方で、狭小性、隔絶性、遠隔性、海洋性といった地域特有の課題を有しており、自然災害・気候変動等の環境変化に対して脆弱である。PALMでは、このような様々な課題について、島嶼国と共に解決策を探り、太平洋島嶼地域の安定と繁栄を目指し、首脳レベルで議論を行っている。

2024年7月16～18日に開催された第10回太平洋・島サミット（PALM10）は、節目の10回目を迎え、これまでの協力のあゆみ・成果を確認するとともに太平洋島嶼国の文脈に沿った今後の日本の太平洋島嶼国外交・ODAの方向性を検討するうえで重要な議論がなされた。本件は、太平洋島嶼国におけるこれまでの日本との関係を振り返るとともに、近年のJICAの事業内容や活動・成果をまとめ、太平洋島嶼国からのメッセージやPALM10で打ち出された我が国の協力方針を基としたJICAによる今後の開発協力の方向性に対して、広く国内外の一般市民や関係者の理解が深まるよう、2022年に作成された「太平洋島嶼国におけるJICAの事業概要パンフレット」の改訂を企図するものである。

尚、和文英文ともに、2025年大阪・関西万博関連での配布も見込まれ、同万博がSDGsを促進する万博でもあることから、本業務ではグリーン購入法に適應した仕様での実施が求められる。

### 2. 業務の目的

（1）和文パンフレット：開発協力に関心はあるが大洋州地域に知見がない国内の一般市民用

大洋州地域におけるこれまでの日本との関係を振り返り、JICAによる開発協力に関する事業や活動・成果をまとめることにより、国内の一般市民における当該地域への関心喚起や理解を深め、PALM10で打ち出された方針を基とした今後のJICAの開発協力に関する事業促進に繋げる。

（2）英文パンフレット：太平洋島嶼国の政府関係者、他ドナー、一般市民用

大洋州地域におけるこれまでのJICAによる開発協力の事業実績や活動・成果の分かり易い説明等を通して、JICA事業に対する更なる理解を促進するとともに、JICA事業のプレゼンスや価値を高め、相手国における今後のJICA事業のさらなる促進に繋げる。

### 3. 履行期間

2024年12月下旬～2025年6月下旬まで（6か月）

### 4. 業務内容

上記2. に記載の目的を踏まえ、2022年に作成された「太平洋島嶼国における JICA の事業概要パンフレット」の和文版及び英文版を改訂する。

#### (1) 企画・編集方針

- 成果品は日本語版及び英語版をそれぞれ作成する。
- 対象者層は、日本語版では、大洋州地域に関心がない層を含む国内の一般市民、英語版では太平洋島嶼国の一般市民及び政府関係者を想定する。
- 本業務にて作成する広報媒体の使用表現は、日本語版・英語版ともに国内外の一般市民向けとして見やすさ・読みやすさに配慮する。
- 英語版は基本的には日本語版の翻訳とするが、取り扱う内容によっては、日本語版と英語版の内容・ボリュームを変えることがある。
- 和文から英文への翻訳は発注者が行うが、受注者は発注者が翻訳した英文をレイアウトに流し込み、必要な校正作業を行うこととする。また、英語話者に対して新たに取材を行う場合、当該取材に係る対応（アポ調整含む）、通訳の配置（必要な場合）、取材内容の文字起こし、和文原稿案の作成を行う。
- 本パンフレットを通じ、太平洋島嶼国各国の基礎的情報、抱える課題（SDGs の観点含む）、それに対する JICA の取り組み、日本との歴史的・経済的・外交的な関係における理解の醸成を図る。ただし、開発課題などの負の側面を強調するだけではなく、太平洋島嶼国が持つ魅力（自然・文化・観光・イノベーション・発展等）や日本との共通点や比較等を同時に伝え、読み手側が画一的なイメージを持たないよう十分に配慮すること。また、読者が、大洋州地域や日本との関係性、JICA や国際協力について親しみを感じることができるデザイン・内容とすること。新規作成ページや維持する既存コンテンツの内容については、JICA 東南アジア大洋州部及び関係部と十分な議論を経て決定することとする。

パンフレットのコンテンツについては、別添目次案を参照すること。

- 東南アジア第六・大洋州課と協議の下、2022年に作成された既存のパンフレットのコンテンツを維持することとなったページは、イラスト構成や文章を可能な限り維持する。新規の取材は行わず、発注者が行った文面の微修正の反映や数値の更新、ロゴマークの変更等を行う。また、新規に作成するページおよびイラストは、既存パンフレットと整合性を持たせた内容とする。
- 訴求力向上のため、イラスト、写真、図表、インタビュー、コラム記事を効果的に掲載すること。文体・構成は対象読者に対して適切なものとし、本業務で制作される成果物は統一感を持ったものとする。
- 必要な情報、写真については受注者が積極的に収集に努めることを前提とし、発注者は受注者の求めに応じこれに協力する。受注者は必要に応じ関係者への取材（事前質問の作成・送付、アポの調整等を含む）、写真の収集（JICA ウェブサイト内のフォトライブラリー、JICA の既存の教材／パンフレット・広報誌等の媒体からの収集含む）・選定・加工を行うこと。

- インタビューは特段の事情がある場合を除きオンラインで行う。インタビューは新規に約 13 件、各 2 時間程度（想定人数：1 件あたり 2 名で取材）を想定する。
- インタビューにより得た情報の取り扱い（秘密情報の有無、肖像権の取扱い、広報媒体としての一般公開の承諾等）について各人・受注者との間で文書による確認を行い、広報媒体の幅広い展開にあたり問題が発生しないよう留意し、JICA の事業概要紹介以外の用途には使用しないこと。なお、肖像権の取扱いについては JICA の肖像権ガイドラインに沿った対応を取ること。
- 表紙レイアウトやイラストについては複数パターンを発注者に提示し、協議のうえで決定する。

## （2）印刷版の仕様

- 1) 数量：日本語版 4,500 部、英語版 3,000 部、各 PDF データ
- 2) 版型：A4 中綴じ
- 3) ページ数：表紙含め上限 20 ページ
- 4) 紙質：グリーン購入法に適合したもの。マットコート。
- 5) 印刷：全ページオフセットカラー印刷。インクはベジタブルインキもしくは同等の環境に配慮したものを使用。

## 5. 提出物および成果品一覧と提出期限

受注者は、以下の提出物および成果品の提出にあたり、まずは日本語版ドラフトを 2025 年 2 月中旬までに発注者に提示し、発注者のコメント等を反映した上で最終版を作成・提出するものとする。

### • 提出物

名称	提出期限	部数	提出方法
パンフレット (和文・英文)	印刷前最終稿	2025 年 4 月上旬	各 1 電子メール可 (PDF)
	色校	2025 年 4 月上旬	各 2 紙媒体

### • 成果品

名称	提出期限	部数	提出方法
パンフレット (和文・英文)	印刷版	和文 4,500、英文 3000	紙媒体
	増刷用データ	2025 年 5 月 10 日	1 DVD (高解像度印刷対応 PDF ならびに Adobe InDesign データ)

※納品先：JICA 本部

※冊子・DVD には制作著作 JICA・制作年を印字のこと

## 6. 業務実施上の条件、留意事項

### (1) 成果品の取り扱い

成果品の著作権（著作権法第 27 条、第 28 条所定の権利を含む）は受注者の責任において完成と同時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。受注者は発注者による成果品の利用及び改変に関して著作権人格権を行使しないものとする。

### (2) 精算金額の確定及び支払い

支払いは、5. で記載の各成果品提出後とする。受注者は成果品を提出し、発注者の検査を受けること。受注者は発注者からの成果品検査合格通知を受領後、速やかに請求書を発行し、発注者に提出すること。

(3) 成果品は、JICA の広報素材として二次利用することも想定される。受注者は、成果品を別用途において利用する場合、制作者にこれらの諸権利を認めてもらう処理を行うこと、諸権利処理（マルチユース対応）に必要な経費は入札金額に含むこと。

(4) パンフレット改訂に必要な参考配布資料・URL は受注者と相談のもと、発注者より共有する。基本的には、JICA 公式 HP を参照。

## 7. 経費支払方法（成果物との関係）

### (1) 支払方法

最終払：発注者は、受注者が提出した成果品に対し検査結果通知を行う。受注者は、発注者に請求書を発行し、発注者は、請求書に基づき受注者に支払いを行う。

別紙 1-1：目次案

別紙 1-2：2022 年作成「太平洋島嶼国における JICA の事業概要パンフレット」改訂箇所明示版

別紙 1-3：広報媒体掲載 肖像権ガイドライン

以 上

## 目次案（ページ数は想定）

0. 目次・・ 1 ページ
1. 大洋州地図・概説・・ 3 ページ
- ・大洋州の地図および各国人口・経済指標・特産品等の紹介  
（日本との比較（国土、EEZ、人口等）も活用する）
  - ・各国の特徴、文化的な違い等について（同じに見えて一緒ではない）
- ※指標数値の更新のみ行い、既存パンフレットのコンテンツを維持する。
2. 大洋州地域の開発課題（4つの脆弱性）の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- ・地域の特徴（狭小性・隔絶性・遠隔性・海洋性）
  - ・開発課題に関連した JICA 協合一例の提示
- ※文章の微修正のみ行い既存パンフレットのコンテンツを維持する。
3. 日本と大洋州諸国との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ
- ・理事長よりメッセージ（※1）
  - ・歴史的、経済的、外交的、PALM について（各関連インタビュー含む）
  - ・日本との身近なつながりについて（日本⇄大洋州）
  - ・地政学的または地域共通課題と日本の関係（※2）
  - ・なぜ JICA は当該地域へ協力するのか・太平洋島嶼国からのメッセージ、2050 年戦略の紹介（※3）
- ※1：理事長イラストの新規作成および文章の差し替えを行う。
  - ※2：日・英で別途ボリューム・内容は検討する。
  - ※3：新規に取材および作成を行う。それ以外のコンテンツは文章の微修正のみ行い、既存パンフレットのコンテンツを維持する。
4. 日本・JICA による協力の歴史・数字でみる協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ
- ・JOCV の派遣開始など年表提示
  - ・大洋州の国づくりの遍歴と時代を代表するような各取り組み例等  
（内容は東南アジア第六・大洋州課と協議のうえで決定する）
  - ・PALM による協力方針の推移
  - ・JICA 年報から統計紹介、JICA 協カスキームの簡潔な紹介等
5. PALM10 で打ち出された7つの重点分野に沿った取り組み紹介・・・・・・・・・・・・ 6 ページ
- 【課題へのアプローチ・主な案件紹介、関連案件の関係者へインタビュー】
- ① 政治的リーダーシップと地域主義
  - ② 人を中心に据えた開発
  - ③ 平和と安全保障
  - ④ 資源と経済開発

⑤ 気候変動と災害

⑥ 海洋と環境

⑦ 技術と連結性

東南アジア第六・大洋州課と協議のうえ新規記事ならびに似顔絵イラストの新規作成を行う。

6. 太平洋島嶼国における「共創」事例の紹介（ドナー・自治体・民間・NGO連携・万博関連情報等）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2ページ

取り上げる事例を東南アジア第六・大洋州課と協議のうえ、新規に記事および似顔絵イラストの作成を行う。

以上

# Dive into the Blue Pacific

大洋州14の国々におけるJICAの取り組み



大洋州の国々と日本がつくる未来のカタチ

# Zoom in! Pacific Island Countries

太平洋の美しい海に浮かぶ島々は、古くから独自の文化を育んできました。  
まずは日本との交流の歴史と島々の魅力をたっぷりご紹介します。

## 交流が育んだ 日本と大洋州の国々の絆



日本と、大洋州の国々の交流史は江戸時代末期にさかのぼります。交流の先駆けとなった人物は、遭難していたところをアメリカの船に助けられたジョン万次郎。その後、現在のキリバスやサモアなどを巡ったという記録が残されています。明治時代には日本から多くの移民が大洋州の島々に渡り、その子孫である日系人が現在も暮らしています。中でも、日本の委任統治を経験したミクロネシア地域の国々では、「デンキ」「ナベ」「クルマ」といった日本語がそのまま使われているなど、日本文化の名残が見受けられます。

## 観光

海の透明度が高く、色とりどりの美しい生き物が生息するこの地域。一年中マantaと泳ぐことができるミクロネシア連邦・ヤップ島や、ザトウクジラとのホエールスイムが人気のトンガ・ババウ諸島など、世界中の観光客やダイバーを魅了するスポットが数多く存在しています。



## 世界遺産



大洋州の国々のユネスコに登録されている世界遺産は、8カ国8カ所。世界最大のサンゴ礁の島・ソロモン諸島の「東レンネル」を代表とする自然遺産や、バヌアツの「首長ロイ・マタの地」のような土地の歴史が刻まれた文化遺産があります。パラオの「南ラグーンのロックアイランド群」は、440以上の島が織り成す美しい景観が魅力。自然の豊かさに加え、紀元前に人類が住んでいたことを示す文化的な痕跡から、複合遺産として登録されています。



## スポーツ

大洋州の国々では、ラグビーが国民的スポーツとして定着しています。フィジー、トンガ、サモアでは15人制、パプアニューギニアでは13人制が主流。2016年のリオ五輪、2021年の東京五輪では、男子のラグビー7人制でフィジーが金メダルを獲得。ワールドカップでも強豪国として名を連ねています。

# CONTENTS

この冊子では、大洋州の国々の文化や芸術の魅力を再発見するコンテンツだけではなく、事例と共に「日本はなぜ大洋州の国々への協力を実施してきたのか？」を紹介し、過去、現在、そして未来へと受け継がれていく、大洋州の国々と日本との信頼関係を見つめ直してみましよう。

## 第1章

### 島々の魅力に触れる

歴史や文化、特産品といったさまざまな観点から、あまり知る機会のない大洋州の国々の多彩な魅力に触れてみましょう。



#### 大洋州を知る4つのキーワード

ここでは、江戸時代から始まっていた日本と大洋州の国々の交流史や、現地で人気のスポーツや観光スポット、世界遺産など、大洋州を身近に感じる4つのキーワードをご紹介します。

2P

Zoom in!  
Pacific Island Countries



#### 大きなビジュアルで見る 14の国々

大洋州の14カ国の人口や言語といった基礎情報と、その国の特徴的な文化や特産品を写真と共に紹介します。

4▶7P

太平洋を共有する日本の隣人  
覗いてみよう、大洋州の国々



## 第2章

### 日本の協力理由を探る

日本が大洋州の国々に対して国際協力を行う理由を探ると共に、実施してきた協力のあゆみを紹介しします。

8▶13P

入門！日本が大洋州の国々に  
協力する理由

#### 島国の抱える4つの課題

魅力あふれる大洋州の国々ですが、国民の生活に深刻な影響を及ぼす課題を数多く抱えています。小さな島国ならではの「4つの課題」とは何かをひもといていきましょう。

▶8-9P | 大洋州の国々にはどのような課題を  
抱えていますか？



#### 日本と島国の絆を深める 「PALM」とは



日本は3年に1度、大洋州の国々の首脳と「太平洋・島サミット (PALM)」を開いています。各国の課題を共有し、今後の協力内容を話し合うPALMについて解説します。

▶10P | 「太平洋・島サミット (PALM)」ってなんですか？

## 第3章

### JICAの取り組みを知る

JICAは、PALMで決定した5つの重点分野における活動を行っています。具体的にどのようなプロジェクトを実施しているのか、事例と共に見ていきます。

#### 5つの重点分野にひも付くプロジェクト

第9回のPALMでは、「新型コロナウイルス対策」や「気候変動・防災」など、日本が大洋州の国々と共に取り組むべき5つの重点分野が決定しました。5つの重点分野とはどのようなものか、関連するプロジェクトの事例と共に紹介します。

14▶17P

大洋州の人たちと  
日本が交わした  
5つの約束

日本の協力によりサモアに設立された「太平洋気候変動センター」での研修の様子



#### 連携から生まれるプロジェクト

JICAは、国際機関や日本の民間企業など、さまざまな団体とパートナーシップを組み、プロジェクトを推進しています。各団体の知見を生かして実施されている4つのプロジェクトを紹介します。

18▶19P

JICAと連携パートナーとの  
取り組み

東京農業大学では、トンガの伝統食である「ブレッドフルーツ」に着目



# 太平洋を共有する日本の隣人 覗いてみよう、大洋州の国々

太平洋でつながる大洋州の国々に対し、日本は、国際社会におけるパートナーとして、これまでさまざまな人的交流や協力を行ってきました。ここでは、ミクロネシア、メラネシア、ポリネシアの3つの地域から成る大洋州の国々を紹介します。

👤=人口    💰=国民1人あたりのGNI(国民総所得)    人口と1人あたりのGNIは、世界銀行・アジア開発銀行より(2020年)

※この冊子に記載している「大洋州の国々」とは、JICAが協力している14カ国(4-6ページにデータを記載)を指します。



楽園のイメージがある大洋州の国々だけど、実際にはどんな国があるのかな？



日本

人口: 1億2,584万人  
GNI: 4万3,360USドル  
首都: 東京  
面積: 37万8,000km<sup>2</sup>  
言語: 日本語  
主要産業: 自動車、電子機器、工作機械、鉄鋼、非鉄金属、船舶、化学品、繊維製品

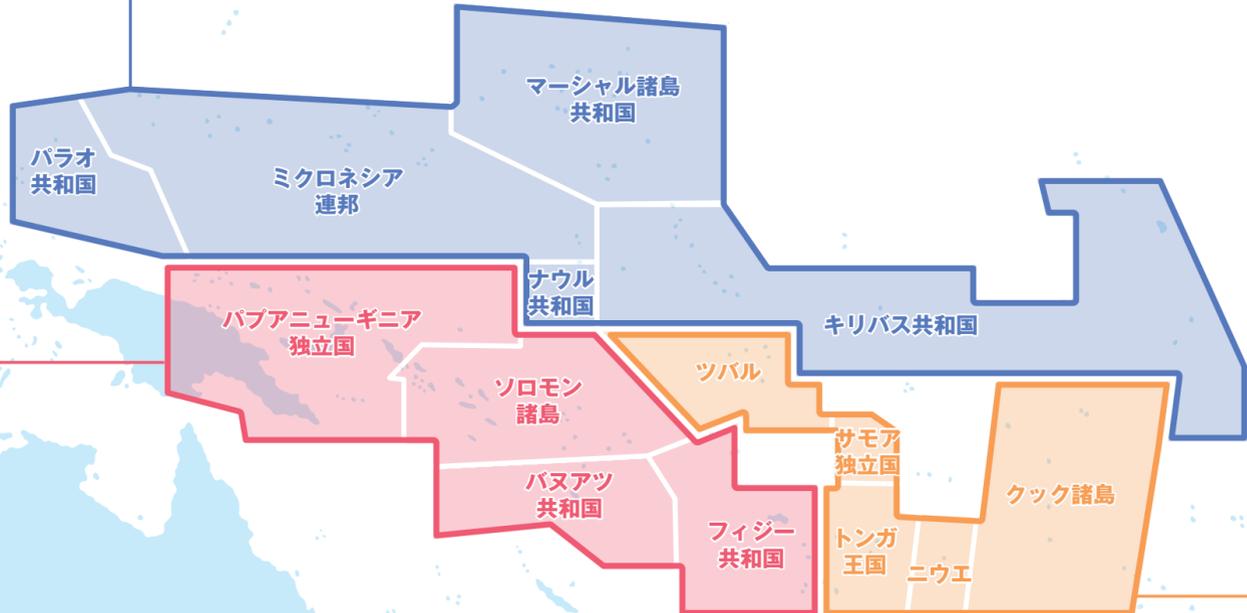
くらべてみよう! 日本と大洋州の14カ国

	日本	14カ国合計	約
人口	1億2,584万人	約1,150万人	1/10 ↓
国土面積	37万8,000km <sup>2</sup>	約53万km <sup>2</sup>	約1.4倍 ↑
EEZ (排他的経済水域)	447万km <sup>2</sup>	1,978万km <sup>2</sup>	約4.4倍 ↑

## 要修正

## ミクロネシア

小さな(ミクロ)島が点在することから名付けられた地域。日本が委任統治していた影響により、複数の国で日本文化の名残が見受けられる。



**パプアニューギニア 独立国**

👤 894.7万人  
💰 2,720USドル

首都: ポートモレスビー  
面積: 約46万km<sup>2</sup>  
言語: 英語、ビジン英語、モツ語  
主要産業: 鉱業(液化天然ガス、金、原油、銅)、農業(パーム油、コーヒー)、林業(木材)

世界最大の蝶「アレクサンドラトリパネアゲハ」

パプアニューギニア東部オロ州の一部に生息する、世界一大きな蝶。雌が翅を広げると、全長は約30cm。あまりの大きさから、鳥と見間違えた人が銃で仕留めたという伝聞が残っている。

大洋州の国々で最大の国土に、多くの少数民族が暮らす。2008年には、世界最古の農耕跡「クックの初期農業遺跡」が世界遺産に登録。

**ソロモン諸島**

👤 68.7万人  
💰 2,300USドル

首都: ホニアラ  
面積: 2万8,900km<sup>2</sup>  
言語: 英語、ビジン英語  
主要産業: 農業(ココナ)、漁業、林業(木材)

戦いの無事を祈る神像「ヌズヌ」

土産物として人気のソロモン諸島の神をかたどった木彫像。カヌーの先端に取り付け、水難事故の防止や部族間の戦いにおける無事を祈願したといわれる。その姿はソロモン諸島の1ドル硬貨にも描かれている。

あまたのそびえ立つ火山と豊かな熱帯雨林が広がる、大小1,000あまりの島から構成される国。太平洋戦争の激戦地であるガダルカナル島に首都を置く。

**バヌアツ共和国**

👤 30.7万人  
💰 3,190USドル

首都: ポートビラ  
面積: 1万2,190km<sup>2</sup>  
言語: ビスラマ語(ビジン英語)、英語、フランス語  
主要産業: 農業、観光業

砂浜に記す言葉「砂絵」

バヌアツの無形文化遺産。砂絵師と呼ばれる達人が、1本の指を使い、一筆で幾何学模様を描きあげる。バヌアツ人は文字がなかった時代から砂絵をコミュニケーションツールとして利用していた。

国旗の黄色のY字は、約80の島々が南北1,200kmにわたり連なる姿を表したもの。神聖な存在とされる野豚の牙も描かれている。

**フィジー共和国**

👤 89.6万人  
💰 4,890USドル

首都: スバ  
面積: 1万8,270km<sup>2</sup>  
言語: 英語、フィジー語、ヒンディー語  
主要産業: 観光業、農業(砂糖)、製造業(衣料)

戦士たちの魂が込められた舞「メケ」

フィジーの伝統舞踊。かつて、男性は戦闘の前の士気を高めるために、女性は帰還した戦士たちを出迎えるために歌と踊りを披露していたという。現在は観光客向けのショーで見ることができ。

大洋州の国々をつなぐハブとしての機能。伝統舞踊や、儀式やもてなしの際にふるまう飲み物「カバ」など、文化の保護にも力を注ぐ。

**ツバル**

👤 1.2万人  
💰 5,820USドル

首都: フナフティ  
面積: 26km<sup>2</sup>  
言語: 英語、ツバル語  
主要産業: 農業、漁業

世界的な人気を誇る「切手」

ツバル政府が発行する切手は、自然や海の生き物のイラストから、有名な絵画、他国の歴史上の人物が描かれたものまでさまざまなデザインがあり、コレクターの間でも人気。外貨獲得の重要な手段となっている。

9つの環礁から成るポリネシアの小国。海抜が低く、気候変動による海面上昇が懸念されている。国家ドメイン「.tv」をアメリカ企業にリースし収益を得る。

**サモア独立国**

👤 19.8万人  
💰 4,050USドル

首都: アピア  
面積: 2,830km<sup>2</sup>  
言語: サモア語、英語  
主要産業: 農業、漁業

火とナイフを用いた勇敢なダンス「フィアフィア」

太鼓のリズムに合わせて、火とナイフを使いながら力強く踊るサモアの伝統的なダンス。かつては村の行事で演じられていたが、現在は、観光客にも楽しんでもらえるようホテルのディナーショーで披露されている。

緑豊かな山々、湖や川のある2つの火山島から成る。首長制度や伝統衣装など独自の文化を大切に継承。農村部では自給自足の生活が色濃く残る。

**トンガ王国**

👤 10.6万人  
💰 5,190USドル

首都: ヌクアロファ  
面積: 720km<sup>2</sup>  
言語: トンガ語、英語  
主要産業: 農業(タロイモ、ヤマイモ、カバ、パニラ、カボチャ)、漁業

女性たちが作る伝統品「タバ」

女性たちがカジの木の樹皮から作る布タバ。伝統模様を描かれており、冠婚葬祭などの場ではタバで作った民族衣装を着用する。小物入れやかばんなどにも加工されており、土産物としても人気。

大小170あまりの島々で構成された、大洋州で唯一の王制国家。日本との交流によりそろばんを用いた算数教育が導入された。フレンドリーな国民性が魅力。

**ニウエ**

👤 1,888人  
💰 不詳

首都: アロフィ  
面積: 259km<sup>2</sup>  
言語: ニウエ語、英語  
主要産業: 農業、漁業、観光業

神秘的鍾乳洞「アバイキ洞窟」

首都アロフィ市街地から7kmほど北にある鍾乳洞。透明度の高い自然の湧水がたまった美しい景観が魅力。洞窟の底は海につながっているため、カラフルなコーラル・フィッシュを見ることがもできる。

サンゴ礁でできた孤島。海にぽつんと浮かぶ姿から「ポリネシアの岩」と呼ばれる。石灰岩でできた高さ60mにも及ぶ断崖がそそり立つ雄大な景色が魅力。

**クック諸島**

👤 1.8万人  
💰 不詳

首都: アパレア  
面積: 約237km<sup>2</sup>  
言語: クック諸島マオリ語、英語  
主要産業: 観光業、農業、漁業(黒真珠)、金融業

世界的にも希少な「ブラックパール」

黒蝶貝を母貝とした黒真珠の養殖が盛ん。主に北部に位置するマニヒキ島で産出され、アクセサリーなどに加工して販売されている。黒真珠の製品は、クック諸島の貴重な外貨収入源となっている。

キャプテン・クックが発見したことから命名された、15の島から成る国。大島渚監督の映画「戦場のメリークリスマス」の撮影地としても知られている。

**ナウル共和国**

👤 1.1万人  
💰 1万5,990USドル

首都: ヤレン  
面積: 21.1km<sup>2</sup>  
言語: 英語、ナウル語  
主要産業: 鉱業(リン鉱石)

地元の人々の憩いの場「アニバレ湾」

島の東部に位置するアニバレ湾の景色は、ナウルで最も美しいといわれている観光スポット。地元の人たちもピクニックを楽しもうと海岸に集まりにぎわいをみせている。「ピナクル」と呼ばれる隆起石灰群も見どころの一つ。

面積が世界で3番目に小さい国。島全体がリン鉱石でできており、かつてはリン鉱石の輸出で栄えた。現在は観光業に力を注ぐ。

**キリバス共和国**

👤 11.9万人  
💰 2,960USドル

首都: タラワ  
面積: 730km<sup>2</sup>  
言語: キリバス語、英語  
主要産業: 漁業、農業(ココナ)

クリスマス島の自然が育む「天日塩」

サンゴ礁でできた島として世界最大クラスの大きさを誇るクリスマス島では、世界的にも珍しい天日塩が人気。塩田に海水をくみ上げ、太陽光と強風で乾燥させて作る。日本でも購入可能。

33の環礁から成る赤道直下の国。国境線に沿って日付変更線が引かれており、東端のカロリン島(ミレニアム島)は世界で最も早く1日が始まる。

## ポリネシア

「多くの島々」というギリシャ語が語源の“ポリネシア”。音楽やダンスなど芸能文化の継承に力を入れている。

# 大洋州の文化に触れる 個性豊かな民族衣装

太平洋の国々に暮らす人々の  
個性豊かな民族衣装をご紹介します！

## ヤップ州の 伝統衣装



### ミクロネシア連邦

西端のヤップ州で、伝統行事や踊りの時に着用される衣装。男女共に上半身は何も身につけず、男性は「スー」と呼ばれるふんどしを、女性は「ラバラバ」というカラフルな腰みのを着用します。



#### ラバラバ

島のヤシの葉やハイビスカスの繊維で編んだ腰みの

#### スー

島や年齢によって素材や着付けが異なるふんどし

## 少数民族の 伝統衣装

### アサロ族の マッドマン

泥を体に塗り、独特の仮面を身につけている



### フリ族の ウィッグマン

地毛で作ったかつらとフェイスペイントが特徴



## トンガの 伝統衣装



### トンガ王国

腰に巻く「タオバラ」は、樹皮の繊維で織られた伝統衣装。通勤や通学、冠婚葬祭など、さまざまな場所で男女共に着用します。女性は「プレタハ」と呼ばれるツーピースに、「キエキエ」という装飾品を身につけることも。

#### タオバラ

巻きスカートの上にタオバラを巻くのが男性の正装



#### キエキエ

ヤシやタコノキなどの繊維を編んだすだれのような飾り



### パプアニューギニア 独立国

80以上の少数民族が集まり、「シンシン」と呼ばれる伝統舞踊と、奇抜なフェイスペイントや仮面などの装飾を施したさまざまな民族の伝統衣装が披露される人気のお祭り「ゴロカショー」があります。

JICA理事長から読者の皆さんへ

## 太平洋の隣人たちと 共に成長を

修正



北岡伸一  
JICA理事長

大洋州の国々と日本は、太平洋を共有する海洋国家であり、多くの文化的共通点や歴史的なつながりがあります。ミクロネシア地域については、第一次世界大戦後の日本による委任統治を通じ、インフラや社会サービス体制の基礎が築かれた一方、第二次世界大戦では大洋州各地での激戦により多くの命が失われたというつらい歴史も共有しています。現在においても、自由、平和、法の支配などの基本的な価値観を共にする日本の友人です。

大洋州の人々は太平洋を「青い大陸」と呼び、その保護に努めています。大洋州の平和と安定が保たれ、海洋の保全を含む持続可能な環境を維持することは、大洋州の国々だけでなく、日本の発展にとっても死活的です。

大洋州の国々は、気候変動や感染症の脅威など、人々が健康で安定的な生活を送る上での課題を多く抱えています。また、広大な海域を自ら

保全するための能力向上も必要です。これらの課題に対し、同じ島国としてさまざまな開発経験を有する日本は、その経験と知見を共有することにより、将来の国造りを担うリーダーの育成に貢献することができます。

歴史を通じて信頼関係を育んできた大洋州の国々と、平和で希望に溢れる未来を共に構築できることを期待しています。

困っていることもたくさんあるんだね。  
同じ島国の仲間として  
何ができるのか考えてみよう。



# 入門! 日本が大洋州の国々に協力する理由

大洋州の国々は、国民の生活に深刻な影響を及ぼす、島国ならではの悩みを抱えています。  
日本は、島国が抱える課題に対応するかたちで、長年にわたり保健医療、教育、産業、防災など幅広い協力を続けてきました。

Q 大洋州の国々はどのような課題を抱えていますか?

要修正

A 狭小性、隔絶性、遠隔性、海洋性という4つの特性があり、これに関連した課題がたくさんあります。



## 国土が狭く人口が少ない 狭小性

小さな国土の狭い都市部に人が集中し、環境問題や水の供給不足が起っています。また、人口が少ない国々は、物を安く大量に仕入れることが難しく、販売価格が高くなり国民の生活を圧迫します。

ごみの処理が追いつかず環境問題に発展した国では、環境にやさしい日本の埋め立て方式を採用して処分場の機能を改善。水の供給不足には、日本の自治体とも連携し、安全な水を安定的に供給するなど、島国の環境に合った日本の技術を生かして協力を進めています。また、医薬品や医療消耗品を、大洋州の国々が共同で大量購入しコストを下げられるよう、適切な保管ができる医薬品供給センターの建設にも協力しました。

## 主要な国際市場や拠点から離れている 遠隔性

国際市場や拠点から遠い大洋州の国々では、輸出入や人の往来に航空機や船舶が必要不可欠です。しかし、空港や港湾の老朽化や収容能力の不足により、物流や人の流れが停滞。大学など高等教育へのアクセスも制限されます。また、燃料価格の影響も受けやすい環境にあります。

主要市場との結び付きを強め、物流を活性化させるために、空港や港湾の修繕・拡張工事を通して交通機能を回復・強化し、拡大する物流と観光のニーズに対応する協力を推進中です。また、大洋州地域の総合大学である南太平洋大学に対して、学生が各国から講義に参加できるよう遠隔教育システムの構築に協力しました。



広い海洋に国土が分散している

## 隔絶性

国民が複数の島に分散して住む大洋州の国々では、社会サービスを国の隅々まで行き届かせるのに苦慮しています。その背景には、交通・通信インフラの整備や必要な人材育成が追いついていない状況があります。

必要な施設・設備の整備、人材育成を通して、国内のつながりを強めています。具体的には島間の連絡船を供与することで経済活動の円滑化を実現。また、アクセスの難しい地域にも質の高い教育を届けるために、テレビを活用した遠隔教育なども協力しています。保健医療分野では、病院施設や関連設備の整備、医師・看護師の能力強化を推進中です。



海に囲まれ自然災害の影響を受けやすい

## 海洋性

島国は、津波やサイクロン、海面上昇による高潮や浸水被害といった自然災害を受けやすい環境にあります。自然災害は気候変動の影響により年々増加しており、大洋州の国々では災害に強いインフラの整備と、発災時の対応力強化が急がれています。

自然災害への脆弱性を最小限に抑えるため、防災分野の協力を注力しています。サモアの太平洋気候変動センターを拠点に、気候変動の問題に対応できる実務者の育成を実施。各国から研修に参加する行政官たちは、気候変動に伴うリスクや対応策を学びます。また、災害発生時、警報が速やかに行き渡るよう、気象予報の人材育成や防災早期警報システム、国内ラジオ放送網の整備などにも力を入れています。





Q なぜ日本は大洋州の国々に協力しているのですか？

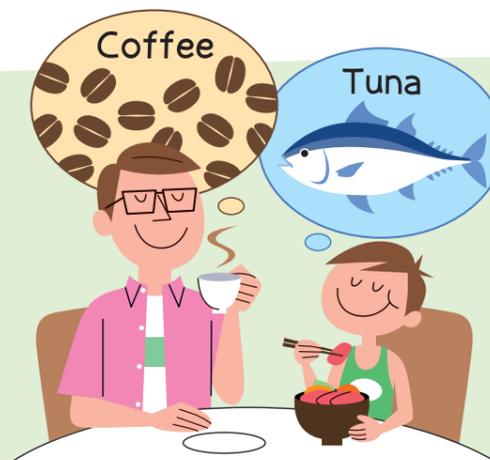
A 大洋州の国々の豊かさと平和が、日本の私たちの生活につながっているからです。

双方で築き上げた歴史が、未来の関係性をかたち作ります

日本と大洋州の国々は、江戸時代末期から100年以上にわたる歴史を重ねています。日本の移民政策により大洋州の人たちと日本人が共に生活したり、日本の委任統治の時代があったり、大洋州の島々が太平洋戦争の戦場になったりしました。その中で、両者がさまざまな課題に向き合い乗り越えてきたことが、大洋州の国々の親日的な立場と日本の支持につながっています。今、大洋州の国々の課題に寄り添い、国造りをサポートすることが絆を強め、将来、助け合ったり、国際的な課題を共に解決したりする関係を作ります。

大洋州の国々は日本と世界をつなぐ重要な中継地です

大洋州の海域は、日本にとって重要な物資輸送ルートです。例えば、海外との貿易の際、船舶は大洋州の海域を通過します。大勢の乗客を乗せた旅客機が大洋州の上空を航空路とするケースも多数あります。大洋州は私たちにとって経済活動の重要な中継地となっており、大洋州の海と空の安全性を向上させることが、日本にとっても経済の安定と成長につながるといえます。また、大洋州地域の安定と平和は、インド太平洋地域全体の平和と繁栄を目指す「自由で開かれたインド太平洋」の実現に貢献します。



大洋州の国々は私たちの日々の生活を支えています

日本は大洋州の国々から、さまざまな資源を輸入しています。例えば、日本で消費するカツオやマグロの約4割は大洋州の国々から輸入したものです。その他にも、工業製品を作る際に必要な金や銅などの鉱物資源、建築や木工に必要な木材などの森林資源、都市ガスや発電に必要な天然ガスなどの地下資源を輸入しています。資源の少ない日本の生活や産業は、大洋州の国々から輸入した資源に支えられているのです。大洋州の自然を守ることは、私たちの生活を守ることに繋がります。

協力により生まれた知見が将来日本に還元されます

日本は、大洋州の国々と同じ島国です。大洋州の国々に協力した事例が、同じような課題を持った日本に還元されていくことも期待されています。例えば、温室効果ガスの排出削減を目指した再生可能エネルギーの導入事例は、将来、日本の離島での活用が期待されています。大洋州の国々への協力が生んだ知見やノウハウが、いずれ日本でも活用されることになりそうです。

Q 「太平洋・島サミット (PALM)」ってなんですか？

A 大洋州の国々の首脳を日本に招いて、さまざまな課題について共に解決策を探り、今後の協力内容を話し合うための会議です。



1997年から3年ごとに開催している日本と大洋州地域の首脳会議

「太平洋・島サミット (PALM)」は、日本と国交を持つ大洋州の14の国々と、オーストラリア・ニュージーランドの合計16カ国・2地域の代表を日本に招待して開催する会議です。PALMは、“Pacific Islands Leaders Meeting”の略。大洋州の国々が抱える課題と、日本による協力の方向性について、首脳レベルで率直な意見交換を行っています。PALMで築いた信頼関係が二国間関係をより良好なものへと発展させます。1997年から3年に1度開催されてきたPALMは、2021年に第9回を迎えました。これまで、宮崎、沖縄、北海道、福島などが開催地となり、日本を知ってもらう貴重な機会にもなりました。大洋州の14カ国と、このような枠組みを持っているのは日本だけで、20年以上も続く首脳会議は国際的にもそれほど多くはありません。3年ごとに実施することで、緊密な協力関係を構築し、日本と大洋州の国々との絆を深めるPALMは、日本外交の誇れる財産といえます。



Q 協力の方針はどのように決めるのですか？

A 時代ごとの課題や各国のニーズに合わせて決めています。



保健医療や教育分野の協力から環境問題に対応した協力への広がり

時代の移り変わりと共に変化する課題や関心事に合わせて、協力の内容を決めています。JICAが大洋州への協力を始めて間もない1980～90年代は、保健医療や教育といった基本的な社会サービスへの協力が多く求められていました。例えば、WHO（世界保健機関）と共に実施しているリンパ系フィラリア症の制圧に向けた協力、南太平洋大学の遠隔教育システムを強化するための協力などが該当します。時代が進み、ライフスタイルの変化に伴う新たな問題として、ごみ処理に起因した環境問題への協力プロジェクトが2000年代から始まりました。大洋州の国々は共通した課題を抱えているため、プロジェクトの成功で得た知見とノウハウは他の国にも共有し、大洋州全体が安全で住みよい地域になることを目指しています。



# 大洋州の国々への 協力のあゆみ

JICAの協力は大洋州の国々と日本との対話の中から生まれます。時代ごとに要請されるニーズをきめ細かに拾いながら、大洋州全体の平和と安定を実現するために伴走しています。

- 1920 ● 国際連盟から日本のミクロネシア地域委任統治が認められる
- 1945 ● 第二次世界大戦終結
- 1954 ● 「コロンボ・プラン」加盟  
日本が国際協力をスタート
- 1972 ● 西サモア（現：サモア）に、大洋州初となる日本青年海外協力隊員（現：JICA海外協力隊）を派遣
- 1974 ● JICA（国際協力事業団）設立
- 1987 ● 倉成ドクトリン（大洋州外交5原則）発表  
5原則：独立性・自主性の尊重、地域協力への支援、政治的安定の確保、経済的協力の拡大、人的交流の促進
- 1989 ● 南太平洋フォーラム（SPF/現PIF）域外国対話に参加。以後、毎年閣僚級が参加し、政策対話を促進  
大洋州広域フィラリア対策プロジェクトの前身となる医療ボランティアの派遣を開始
- 1997 ● 第1回太平洋・島サミット（PALM1）
- 1998 ● 南太平洋大学通信体系改善計画開始
- 2000 ● 第2回太平洋・島サミット（PALM2）  
太平洋地域廃棄物管理改善支援プロジェクトの前身となる専門家の派遣
- 2003 ● 改組に伴い、独立行政法人国際協力機構（JICA）に改称  
第3回太平洋・島サミット（PALM3）
- 2006 ● 第4回太平洋・島サミット（PALM4）
- 2009 ● 第5回太平洋・島サミット（PALM5）
- 2012 ● 第6回太平洋・島サミット（PALM6）
- 2014 ● ODA 60周年
- 2015 ● 第7回太平洋・島サミット（PALM7）
- 2016 ● 太平洋島嶼国リーダー教育支援プログラム（Pacific-LEADS）始動
- 2017 ● 太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト開始
- 2018 ● 第8回太平洋・島サミット（PALM8）
- 2019 ● 太平洋島嶼国協力推進会議発足  
「自由で開かれたインド太平洋」の実現を支える方針を提言
- 2021 ● 第9回太平洋・島サミット（PALM9）



要修正

## 保健医療

### 大洋州広域フィラリア対策プロジェクト

（医療ボランティアの派遣：1989年開始）

体の痛みや障害により社会生活が困難になるリンパ系フィラリア症は、世界的に制圧が急がれています。JICAは1989年から大洋州各国に医療ボランティアを派遣し、予防の啓発活動、集団薬剤投与などを実施。WHOをサポートするかたちで活動を継続し、2018年からはJICA独自のプロジェクトを立ち上げ、残り6カ国での制圧に向けて大詰めを迎えています。



## 教育

### 南太平洋大学通信体系改善計画

（1998年開始）



大洋州における高等教育の場を拡大するため、JICAはフィジーに本部を置く南太平洋大学の遠隔教育システムの強化に協力しています。衛星通信ネットワークの構築から、講師の育成、教材の開発、施設・設備の整備などを長期計画で推進。大洋州地域の未来を担う人材育成の拠点を目指し、教育環境づくりをサポートしています。



## 廃棄物管理

### 大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト

（専門家の派遣：2000年開始）

大洋州の国々では、生活の近代化などによるごみの質や量の変化により、ごみの処理が追い付かず環境問題が発生しています。JICAでは、2000年の専門家派遣を足がかりに廃棄物管理分野の協力を開始。2011年からは、大洋州の広域を対象に、ごみの適切な管理とごみの排出削減を目指した人材育成のプロジェクトを実施しています。



写真提供：今村健志朗/JICA



## 資源・エネルギー

### 太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト

（2017年開始）



電力エネルギーを輸入燃料に頼る大洋州の国々では、輸送コストや価格の高騰による影響が課題となっていました。JICAは、既存のディーゼル発電に、太陽光発電を組み合わせたハイブリッド発電システムの導入に協力。燃料コストの削減に加え、電力の安定供給と温室効果ガスの削減に貢献しています。また、再生可能エネルギーのさらなる導入促進にも協力しています。



Q JICAはどのような方法で協力をしていますか？

A 日本の技術を生かした協力の他、資金面での協力、民間と連携しての協力など、さまざまな手法で協力を行っています。

- 技術協力** 日本の技術や経験を伝える専門家の派遣や、研修員・留学生の受け入れを行っています。
- 有償資金協力** 開発途上国の国造りに必要な資金を長期返済・低金利で貸し付けています。
- 無償資金協力** 所得水準が低い国を主な対象として、返済しなくてもよい資金を提供しています。
- その他** JICA海外協力隊派遣／市民参加協力／移住者・日系人支援／国際緊急援助／調査・研究／民間連携事業



### JICA (独立行政法人国際協力機構) とは？

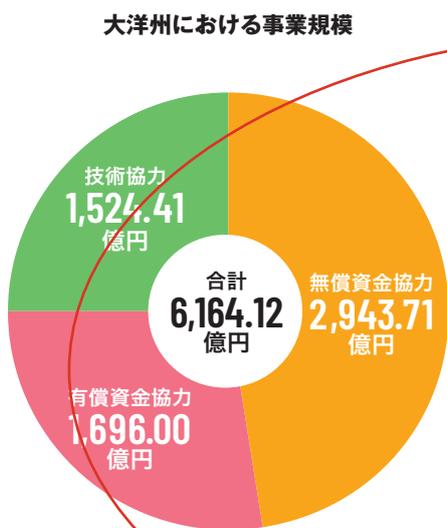
独立行政法人国際協力機構 (JICA) は、日本の政府開発援助 (ODA) を一元的に行う実施機関として、開発途上国への国際協力を行っています。

JICAは、**信頼で世界をつなぐ**を合言葉に、開発途上国との信頼関係を特に重視し、途上国と共に課題の解決に取り組んでいます。



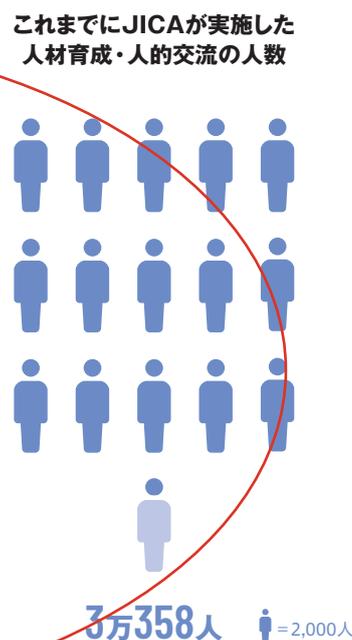
## 要修正

大洋州への協力の規模  
(協力開始時からの累計)



**国別の事業規模**

バブアニューギニア独立国	2,196.08 億円
フィジー共和国	705.44 億円
サモア独立国	579.40 億円
ソロモン諸島	507.74 億円
トンガ王国	406.39 億円
バヌアツ共和国	343.84 億円
パラオ共和国	343.06 億円
ミクロネシア連邦	340.38 億円
キリバス共和国	307.65 億円
マーシャル諸島共和国	240.11 億円
ツバル	141.33 億円
ナウル共和国	34.01 億円
クック諸島	15.06 億円
ニウエ	3.63 億円



出典：JICA「国際協力機構年次報告書2021」・外務省国際協力局「政府開発援助 (ODA) 国別データ集2020」を基に算出。  
※2020年度分の無償資金協力は、JICA分のみを記載。

# 大洋州の人たちと日本が交わした 5つの約束

要修正



## 「PALM9」の指針に沿った協力をJICAが実施

2021年に開催された「第9回太平洋・島サミット (PALM9)」では、今後、日本が大洋州の国々に対して行う協力の指針が示されました。JICAは、決定された指針に基づく協力を始めています。日本が大洋州の人たちと交わした約束には、どのようなものがあるのでしょうか。具体的な事例を見ていきましょう。

※本誌に記載のプロジェクト実施期間は、新型コロナウイルスの影響により、JICAウェブサイトに掲載している終了年月から変更されている場合があります。

### 約束① 新型コロナウイルスへの対応と回復

#### 協力のポイント

- 新型コロナウイルス重症化リスクの抑制
- ワクチンの供与と、強靱な保健医療システムの整備
- 新型コロナウイルスのまん延により停滞した経済の回復

新型コロナウイルスは、人々の命や健康を脅かし、社会・経済に深刻な影響を及ぼしました。PALM9で各国から求められた支援は、保健医療システムの強化と、経済回復へのサポートです。JICAは、保健医療施設・設備の増強や人材の育成、感染症重症化のリスクにもなる生活習慣病対策への

協力(事例1)を実施しています。日本政府が実施するワクチンの供与と連携し、ワクチンを適切な温度で保管するための機材供与・技術協力も推進。経済回復に向けて中長期的な財政支援も実施しています。

#### JICAの協力事例1

生活習慣病対策プロジェクト／大洋州地域  
(2015年5月～2020年5月)



### 新型コロナウイルスの重症化リスクを抑える生活習慣病の予防

#### 患者と医療者の二人三脚で生活習慣病を防ぐ



濱田直美さん  
JICA専門家・  
チーフアドバイザー

フィジーでは、国民の死因の85%が生活習慣病に起因しています(2019年推計\*)。JICAでは、患者の自発的な健康管理を促進することで生活習慣病を食い止めようと、医療従事者の人材育成に協力しました。研修は、生活習慣の改善に効果的なカウンセリング技法「動機づけ面接法」の訓練を中心に実施。患者の話を丁寧に聞き、対話を促すことで、患者が持つ健康改善への自発的な意識を高めています。患者への説明の際は、イラストを用いるなど、理解を深める工夫も大切です。血

圧や血糖値に改善の兆しが見え始めると、医療従事者たちの関心はより高まり、同時に医療関係の協力者が増えていきました。フィジーで開始した生活習慣病への取り組みはキリバスでも展開。プロジェクトは、患者の生活習慣病の発症を抑えたり、遅らせたりする一次予防に貢献していきました。生活習慣病の予防は、新型コロナウイルス重症化リスクの抑制にもつながります。この研修が今後、国内で自立して展開されていくよう、次のフェーズにバトンを渡したいと思います。

#### 国を越えた連携による生活習慣病の予防と対策



デヴィナ・ナンドさん  
アンドリュー・プラサドさん  
フィジー保健省

このプロジェクトは、エビデンスに基づいた生活習慣病予防と対策のため、根本的な予防とプライマリーヘルスケアの改善に特に重点を置いていました。さまざまな課題はありましたが、保健システムの改善や医療従事者の能力向上など、プロジェクトは大きな成果をあげました。JICAとの協働を通じ、異文化や仕事観を学び、また、尊重することができ、SDGs17の推進にもつながりました。



患者の理解を促すために、栄養素の説明用イラストには地域で採れる食材を盛り込んだ





## 要修正

# 2 法の支配に基づく持続可能な海洋

約束②

### 協力のポイント

- 海上法執行能力や海上交通の安全の確保
- 海洋環境の保全のための廃棄物管理や沿岸資源の管理
- 海洋資源を持続可能で効率的に利活用するための知見の共有

大洋州の国々は国土面積が小さい一方で、広大な排他的経済水域（EEZ）を有しています。海洋資源を将来にわたり活用していくためには、自国の広大な海域を管理し、資源の枯渇が生じないよう環境を整備する必要があります。JICAでは、海の環境に直結する廃棄物管理の強化と3R（リデュース、リユース、リサイクル）の啓発活動に協力（12ページ参照）。その他、違法漁業取り締まりに関する国際ルールの研修や海員の育成、海洋資源の保護と生計向上を目指した協力（事例2）などにも取り組んでいます。

ス、リユース、リサイクル）の啓発活動に協力（12ページ参照）。その他、違法漁業取り締まりに関する国際ルールの研修や海員の育成、海洋資源の保護と生計向上を目指した協力（事例2）などにも取り組んでいます。

### JICAの協力事例2

豊かな前浜プロジェクト フェーズ3／バナアツ  
(2017年3月～2023年6月)



## 沿岸資源を再生しながら生計向上策を導入し経済との両立を図る

### 現地の生活に寄り添った沿岸資源管理



世古明也さん  
JICA専門家・  
シニアコンサルタント

バナアツの人たちは、古くから沿岸部の「前浜」で漁を行い、生計を立てています。しかし、近年の人口増加や、海外への過度な輸出により海の資源は激減。漁師の収入は減り、魚介の高騰が問題になっていました。JICAでは、現地の人々が海の資源を持続的に利用しながら生計を向上させられるよう、2006年から協力を開始。資源の再生に向けて実施したヤコウガイの移植により、個体数の増加が確認されるようになりました。しかし、水揚げ量を減らしながら資源を保護する活動は、漁師に

とって経済的な痛手です。バナアツ政府は住民の理解を得るのに苦慮していました。そこで、プロジェクトでは若者を対象にしたサッカー大会で、漁場をサッカーフィールドに、ルールを資源管理の取り決め事項に例えた資源保護の啓発活動を実施。すると、漁師たちから大きな共感を得て、長年叶わなかった資源保全区の設置が実現したのです。土産物となる貝細工の技術研修や、魚介レストランの運営サポートも行いました。現在、この事例を他国でも展開できるよう準備を進めています。

### 住民、政府関係者共に意識の変革のきっかけに



ソンベツ・  
ジェリーヴァさん  
バナアツ政府  
水産局

コミュニティを主体としたこのプロジェクトは、漁業に従事する住民にとって、沿岸資源管理の重要性を改めて理解し、伝統的な資源管理の方法を改善していくきっかけとなりました。政府関係者も、住民の作った規則を尊重しながら活動する重要性をJICAとの協働を通して学びました。



禁漁海域設定時に執り行った伝統的な儀式（上）安全航海研修後（下）



# 要修正

## 3 約束③ 気候変動・防災

### 協力のポイント

- 気候変動による負の影響を最小に抑える防災体制の整備（適応）
- 温室効果ガス削減を実現する再生可能エネルギーの導入などの支援（緩和）
- 気候変動に関わるさまざまな課題に対応できる人材の育成

気候変動に起因した自然災害は大洋州の国々で「唯一かつ最大の脅威」といわれ、PALM9でも対応力強化に対する継続的な支援が求められました。JICAは、日本の知見を生かし、被害を最小に抑えるための協力や、広域防災システムの整備などを実施。トンガの火山災害（2022年1月）の際

には、自衛隊と連携し迅速に緊急援助物資を届けました。さらに、気候変動への対応力を大洋州全域で強化するために、各国の行政官に対して研修を行っています（事例3）。また、温室効果ガスの削減を図るため、日本の技術を生かした再生可能エネルギーの導入なども進めています。

# 要修正

## 4 約束④ 持続可能で強靱な経済発展の基盤強化

### 協力のポイント

- 地域のつながりを強化する交通・情報通信技術（ICT）などのインフラ整備
- 国の安定した成長の根幹を支える財政の強靱化
- 経済の強靱性を強化するための貿易や投資の促進
- 国の平和と安定を支えるガバナンス機能の強化

大洋州の国々が海外からの投資を促し、貿易を拡大しながら経済的に成長していくためには、投資環境を支える質の高いインフラ整備が急務です。また、経済を支える各国の国民からも、生活インフラの改善が期待されています。JICAでは、ハード・ソフトの両面から、さまざまなサポートを展開中。

生活の基盤となる電気（事例4）や水道の整備（19ページ参照）に加えて、経済を活性化させる運輸交通や通信インフラを強化。さらに、貿易投資を促進するための産品開発の協力にも力を入れています（19ページ参照）。



「将来的には周辺地域の電力需要にも対応していきたい」と話すミルドレッド・ハヤクさん

### JICAの協力事例3

気候変動に対する強靱性向上のための大洋州人材能力向上プロジェクト／サモア（2019年7月～2023年1月）

### 体系的な研修プログラムで気候変動に対応する実務者を育成



#### 気候変動の課題に人材の育成で挑む



小川眞佐子さん  
JICA専門家・  
チーフアドバイザー

気候変動に伴う自然災害による被害が年々深刻化する大洋州の国々にとって、気候変動に対する強靱性の強化は最重要課題です。日本は、2019年に、大洋州地域で気候変動対策の域内拠点となる「太平洋気候変動センター（Pacific Climate Change Centre）」の開業に協力しました。JICAでは、センターの開業に合わせて大洋州各国の実務者に対する体系的な研修プログラムを始動。研修では、気候変動によるリスクや脆弱性の評価を習得し、大洋州に適した適応策や緩和策、例え

ばリスクに備える技術や温室効果ガスの削減方法と、実施例の学習・共有を通じて、自国での気候変動政策の実施に生かせる知識や能力の習得に取り組んでいます。さらに、気候変動プロジェクトの資金を獲得するため、多国間基金についての申請条件など基礎知識を身に付け、プロジェクトの策定から運営方法まで幅広く学んでいきます。今後、研修プログラムがセンターの主導で継続して更新・実施されるよう、センターと共にプロジェクトを推進していきます。

#### 気候変動の情報と学びのハブを確立する



オファ・マアシ・カイサミさん  
太平洋  
気候変動センター

気候変動への対応は、行政、研究者、住民が密に連携し、協力していく必要があります。太平洋気候変動センターでは、一般市民に向けた公開講座や子どもを対象としたコースも充実させました。センターは、このようなコースを通じて、気候変動情報の提供者と利用者の協力関係を強化しています。



研修のグループワークでは活発な意見交換が行われる

### JICAの協力事例4

ラム系統送電網強化事業／パプアニューギニア（借入契約調印2013年8月）

### 経済発展に対応し周辺地域の340万人に向けて電力を安定供給



#### プロジェクトの難関をJICAスタッフと乗り越える



ミルドレッド・ハヤクさん  
パプアニューギニア  
電力公社

パプアニューギニア第二の都市であるレイは、商業の中心地で、物流においても国内の重要な拠点です。しかし、経済発展に伴い電力需要が増加する一方で、発電設備の老朽化やメンテナンスの不備が原因の慢性的な電力不足が生じていました。2011年から始動したJICAの協力は、電力需要の中長期的な予測と電力開発計画の検討から始まり、現在は、138kmに及ぶ送電線（132キロボルト）を敷設中で、変電設備の新設・拡張・改

修はほぼ終了しました。建設工事に必要な土地の取得のために進んでいる地権者の特定や係争の解決、交渉は、プロジェクト最大の難関となりました。しかし、JICAスタッフのアイデアや手法により進展が見られるようになってきました。どんなに複雑なプロジェクトも、予算やリソース管理などの計画をしっかりと策定し、遂行していくところが事業の成功につながると、JICAのスタッフから学んでいます。

# 要修正

## 5 約束⑥ 人的交流・人材支援

### 協力のポイント

- 未来のリーダー育成のための留学生受け入れと研修
- コミュニティレベルでの協働を行う海外協力隊の派遣
- 大洋州と日本の相互理解を促進する地域交流の支援

大洋州の国々と日本の友好的な関係は、長きにわたる人的交流が基盤です。持続可能な発展をけん引するリーダーの育成や、日本と大洋州の国々の絆の強化を目指し、日本はPALM9後の3年間で、5,500人以上の人的交流・人材育成を実施することを発表。各国の行政官はもちろん、

民間の人材に対しても、課題解決のための実践的な研修や、高度な教育機会の提供など、多くの枠組みを用意しています。また、海外協力隊による草の根レベルでの協力や、地域交流による相互理解の促進にも期待が寄せられています。

### JICAの協力事例5



詳しくはこちら



エドワード・マルさん  
ソロモン諸島 気象局

#### 国の災害対応力強化につながった日本留学

「Pacific-LEADS（現：SDGsグローバルリーダー）」は、大洋州各国から若手の行政官や民間の人材が日本に留学できるJICAの教育支援プログラムです。私は2016年から2年間、琉球大学に留学



理工学研究科修士課程修了時、大学から琉球大学学長賞が贈られた（マルさんは左から2番目）

して熱帯低気圧の研究に打ち込みました。帰国後は、同大学の伊藤耕介准教授と共に、ソロモン諸島に特化した高解像度天気予報システムを共同開発。現在、運用を開始しています。



詳しくはこちら

尾上香織さん、新井雪那さん、加藤美希さん、原口風花さん、小林真子さん  
JICA海外協力隊

#### 現地の交流で得た気付きを絵本で日本に発信

「青年海外協力隊員としてトンガに派遣されていたものの、コロナ禍で帰国を余儀なくされた隊員の有志で絵本を制作しました」（加藤さん）。管理栄養士として現地で肥満や生活習慣病の改善に取り組んだ加藤さん、美術



絵本の用紙には、バナナの茎の繊維を再利用して作られたバナナペーパーを採用

教員として首都付近の学校で美術の授業を行っていた原口さんが絵本作りを主導。「自然に根差したトンガの生活を絵本で紹介。そこにSDGs達成のヒントが隠されていることを日本にも伝えたいです」（原口さん）。



要修正

# JICAと 連携パートナーとの取り組み

## 世界中で培った知見と技術を国際協力に生かす

JICAは、多様化する開発途上国のニーズに対応するため、国内外のさまざまな組織と連携した取り組みを進めています。連携パートナーとの取り組みは、コミュニティレベルから国レベルまで幅広い課題解決に貢献。JICAと連携パートナーが、それぞれの得意分野を生かしながら活動を展開しています。

### 国際機関との連携

日本は、欧米の開発協力実施機関や、国際開発機関などの開発パートナーと連携した協力も進めています。開発パートナー同士の協働は、各組織の人材やネットワーク、技術や資金を持ち寄ることによって開発成果を効率的に上げられることがメリット。JICAは各機関との定期協議を重ね、社会課題の共同分析や知見の共有も進めています。

### WCO (世界税関機構) × JICA

事業名: WCO連携税関能力強化 2021年7月~2024年6月  
対象国: サモア、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、フィジー、東ティモール※  
(※大洋州ではないが東ティモールも含まれている)

#### 税関の人材育成を通して 経済活性と安全保障を強化



ノハ・シャルトウトさん  
WCO

税関が担う役割は、貿易の円滑化、関税の徴収、安全・安心な社会の実現の3つです。私たちWCOは、JICAと共に、対象6カ国の税関に対して「マスタートレーナープログラム」を実施し、各国の税関機能の強化を図っています。対象国の税関が抱える課題に合わせた独自の研修カリキュラムを開発すると共に、税関職員に対する研修を継続して行えるよう、教官(マスタートレーナー)を育成。このプログラムは、2009年以降にJICAが

オンライン研修の様子。人材育成を通して税関手続きを合理化し、貿易のさらなる円滑化に貢献する



WCOの協力を得ながら東アフリカで開始し、2016年以降、正式にJICA・WCOの協力協定・連携契約に基づき実施してきたものです。2018年以降には、西アフリカ、南部アフリカへと実施地域を拡大。大洋州での始動にあたっては、東アフリカで研修をリードする教官を招き、研修ノウハウの共有が行われました。研修の参加者たちは、高い当事者意識とリーダーシップを発揮し、各国の税関機能の持続的な能力開発に努めています。

### 民間企業との連携

JICAでは、開発途上国の課題解決に貢献し得る日本企業に対して、幅広い支援を展開しています。ビジネスの検討・策定に必要な基礎情報の収集や調査、事業を実行に移すにあたり必要な資金面での協力など、サポートの方法はさまざま。民間企業のビジネスを応援することで、現地の経済発展や生活の安定に貢献していきます。

### 日本企業 (JAMP社※1) × JICA

事業名: パラオ国際空港ターミナル拡張・運営事業  
2019年4月: 事業に対する海外投融資貸付契約に調印

#### 空港整備で国の基幹産業を 後押しして経済発展に貢献



吉田 学さん  
PIAC  
(双日株式会社からの出向)

パラオの観光業は国の経済を支える基幹産業。当プロジェクトでは、パラオ国際空港の旅客ターミナル施設を拡張・改修し、適切な運営をすることで、増加する旅客需要への対応と利便性の向上に貢献します。日本企業の合弁会社であるJAMP社とパラオ政府の共同出資で設立したPIAC社※2が事業主となり、プロジェクトを展開。事業を始めるにあたりJICAから受けた海外投融資のサポートは、パラオ政府からの強い要望でした。長年にわ

ターミナル施設の拡張と改修は完了し、空港運営の体制整備が進んでいる



たりパラオに協力を続けているJICAへの信頼は厚く、本件に対しても関与を求めてきたのです。大洋州地域において初となる公民連携の空港運営事業ということもあり、パラオ政府との交渉は決して簡単ではありません。しかし、国の経済を左右する事業の実現に向けて、互いのコミットメントは強く、協力的な姿勢で合意にこぎ着けました。ここで蓄積したノウハウを強みとして、今後の事業展開に生かしていきたいと考えています。

※1 JAMP: Japan Airport Management Partners Company Limited (双日、日本空港ビルデング、海外交通・都市開発事業支援機構の合弁会社)  
※2 PIAC: Palau International Airport Corporation

協力の背景や内容を知ること、  
大洋州の国々と日本がつくる未来の  
カタチが見えてきたような気がするね。  
僕たちも、実際に現地を訪ねて  
各国の生活や文化に触れてみよう！



## 要修正

### 草の根技術協力事業 による連携

「草の根技術協力事業」とは、NGO（非政府組織）や地方自治体、大学、民間企業の発案によってプロジェクトが生まれる協力形態です。各団体は、これまで蓄積した技術とノウハウを用いた活動を計画し、JICAに提案。JICAによる審査を経て、業務委託を受けるかたちでプロジェクトがスタートします。毎年、さまざまな分野の国際協力が世界中で始動しています。

#### 東京農業大学×JICA

事業名：ブレッドフルーツ（BF）の有効利用と新規加工品開発による住民の生計向上と健康改善  
（東京農業大学）  
2017年3月～2023年2月



料理教室では、ブレッドフルーツの活用が健康と生計向上につながることを学び合った

#### 伝統食材の活用で健康状態 と生計の改善を目指す



杉原たまえさん  
東京農業大学  
国際食料情報学部  
国際農業開発学科

トンガでは、食生活をはじめとしたライフスタイルの近代化により、生活習慣病がまん延しています。生活習慣病に端を発する問題はさまざまで、症状の進行により社会生活に制限が出たり、医療費や対応コストなどが国に重くのしかかると深刻です。東京農業大学では、食物繊維やミネラル類を豊富に含む伝統食材のブレッドフルーツの活用が健康改善に有効と考え、2013年から研究を開始。4年後、研究成果を社会での実用に生かすべく

JICAの草の根技術協力事業に応募しました。プロジェクトでは、食生活の見直しを目的に地域の女性たちに料理教室を開催。ブレッドフルーツの加工品の開発も進めました。冷凍と粉の加工品は輸出後、海外から予想以上のオーダーが入っています。加工食品生産の開始により、新たな雇用も生まれました。これらの成果を受け、付加価値を高める食品加工が注目され、トンガ政府も農産加工施設への新規投資に積極的な姿勢を示しています。

### 地方自治体との連携

日本の地方自治体は、教育や保健衛生、上下水道などさまざまな分野で地域住民向けサービスのノウハウと、人材を有しています。現在、地方分権化の進む開発途上国から日本が期待されているのは、地方自治の手法の移転です。JICAでは、地方自治体との連携に向けて情報・意見交換の場を設け、国際協力への理解と協働を促進しています。

#### 沖縄県内事業体×JICA

事業名：沖縄連携によるサモア水道公社維持管理能力強化プロジェクト フェーズ2  
2021年11月～2024年11月



「緊張した日本の技術者をサモア人がやさしく気遣ってくれる姿に心が温まります」（金城さん）

#### 沖縄の水道技術を移転し 安全な水の安定供給に貢献



きんじょう  
金城 進さん  
なご・やんばる  
パートナーシップ

サモアでは、配管の老朽化と施工不良による漏水、浄水場の運転管理の不備による濁水が発生し、安全な水を安定供給できずにいました。本プロジェクトは、沖縄県の複数の水道事業体がサモア水道公社に対し、配管施工技術や漏水調査・対策、浄水場の維持管理のノウハウの移転を進めるものです。沖縄県のサモア水道公社に対する協力は、2010年の宮古島市草の根技術協力から始まっています。沖縄では、30年ほど前まで毎年のように

水源不足による断水があり、水資源開発や漏水対策の努力を積み重ねてきました。県内事業体は、そのノウハウを国際協力に生かそうとJICAの草の根技術協力事業に参画。2014年からは首都のアピアで本格的な技術プロジェクトを開始し、2021年には、その実績をサモアの他地域に展開する新たなフェーズが始まりました。人材は育ってきているので、今後は、現地が持続可能な水道事業の運営をできるよう研修体制を強化していきます。



<https://www.jica.go.jp/>

お問い合わせ

**独立行政法人 国際協力機構**  
**東南アジア・大洋州部 東南アジア第六・大洋州課**

〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル  
電話番号:03-5226-8971 メール:1rtd6@jica.go.jp

本誌掲載の記事、写真、イラストなどの無断転載を禁じます。掲載されている情報等は取材当時のものです。

発行：独立行政法人 国際協力機構

監修：小林 泉

(大阪学院大学教授、一般社団法人太平洋協会理事、太平洋諸島学会会長)

表紙・中面イラスト：向井 勝明

デザイン・裏表紙イラスト：株式会社マザー

2022年3月

## 広報媒体掲載 肖像権ガイドライン

肖像権とは、人が自己の肖像（写真、絵画、彫刻など）をみだりに他人に撮られたり使用されたりしない権利（有斐閣「法律用語辞典」）であり、現在日本の法律には明文の規定はありませんが、憲法に基づく人格権の一内容として法的保護を受ける対象となると考えられています。最高裁判例においても「みだりに自己の容ぼう等を撮影されない」ことだけでなく、「自己の容ぼう等を撮影された写真をみだりに公表されない」ことも個人の人格的利益として保護の対象となると判断されています（最判平成17年11月10日）。また、過去には、雑誌の出版社が本人の承諾を得ることなく撮影された写真を公表した行為に対して肖像権の侵害に基づく損害賠償請求を認めた裁判例や、撮影された写真を雑誌へ掲載することについて差し止め請求を認めた裁判例もあります。

本ガイドラインは他人の肖像権を侵害しないための留意点をまとめたものです。写真やビデオの撮影及び使用にあたっては、本ガイドラインの記載事項を遵守し、被写体となる人物との紛争を未然に防いで下さい。

### 基本事項

1. 写真・ビデオの撮影を行う際には、必ず被写体となる人物から撮影することについて事前に許可を得るようにして下さい。その後の使用（公表）の有無を問わず、撮影すること自体の許可が必要となります。
2. 被写体となる人物から、写真・ビデオを撮影することについて許可を得た場合であっても、撮影された写真やビデオを公表することの許可まで得たことにはなりません。したがって、撮影時には、撮影された写真・ビデオの使用目的、使用方法、媒体（ウェブサイト・パンフレット・チラシなど）及び使用期間について十分な説明を行うとともに、撮影後の使用（公表）についても許可を得るようにして下さい。その際、謝礼を求められることも想定されるので、営利目的で使用するわけではない旨を明確に相手に伝えるようにして下さい。
3. 被写体となる人物から上記の各許可を得る際には、事後のトラブルを避けるためにも口頭での許可ではなく、文書による許可を取得するよう心掛けて下さい。もし、被写体となる人物から文書による許可の取り付けが難しい場合には、口頭での許可でも止むを得ませんが、万が一、先方との関係に問題が生じた場合、許可を得たことを証明するものが存在しないことになるため、十分な注意が必要です。したがって、口頭での許可によ

る場合には、複数で対応するようにし（万一、紛争に発展した場合には証人になってもらうため）、できる限り、被写体となる人物から許可を得たときの状況を報告書の形で記録に残すようにして下さい。

4. イベントやセミナー等における全体写真のように、大人数を対象に撮影する際には、被写体となる人物に対して、撮影を開始する旨や撮影された写真の使用目的、使用方法及び公表の有無などについて告げるとともに、被写体となることに差し障りがある方には被写体から外れてもらうよう促して下さい。
5. 個人を特定できる形での写真掲載は、その是非を十分検討のうえ、できる限り最小限とするよう配慮し、やむを得ずかかる形での写真掲載が必要となる場合には、当該個人の許可を必ず得るようにして下さい。特に被写体となる者が、未成年者の場合には、本人の同意だけではなく、保護者の同意も得るようにして下さい。
6. 特にネガティブなイメージの具体例として、またはそれを連想させる表現として第三者に公開する際には、被写体の方の心情を十分考慮し、かかる表現方法について十分に説明するとともに、被写体の方から事前に文書での許可を得た上で慎重に使用するようして下さい。

## 具体的なケース

<JICA 主催のイベント、セミナーなどを撮影する際>

行事案内・参加者募集情報に、「後日 JICA のウェブサイトや広報誌で、本日のイベント（セミナー）の様子を報告するため、イベント（セミナー）中に会場全体の写真撮影を行います」などと掲載するとともに、当日も、イベント（セミナー）の冒頭で「なんのために、いつ、どこを撮影し、どのように利用するのか」を具体的にアナウンスしたうえで撮影するようにして下さい。

<JICA の主催ではないイベントなどで撮影する際>

（例:地方での国際協力・交流フェスティバルなど）

まず、主催者に「〇〇〇〇に使用する目的で、〇〇と〇〇の写真を撮影したいが問題ないか」と確認するようにして下さい。

（拒否された場合）撮影を行わないようにして下さい。

(許可された場合) ◆個人を特定できる状態で使用するケース

撮影時には必ず被写体となる人物に許可を取り（撮影することの許可だけではなく、撮影された写真の使用目的及び使用方法についての許可も必要です。）、可能であれば連絡先を確認するようにして下さい。もし連絡先を聞けない場合は、大体いつ頃、どのような媒体で使用するかを伝え、先方が当方にコンタクトしたい場合の連絡先を伝えて下さい。（電話番号などを伝えられないときは、「JICA〇〇の〇〇です」と身分を明らかにして下さい）

◆不特定多数を撮影する場合（例:会場全体の雰囲気を書す写真など）

1. 撮影する旨及び撮影後の写真をウェブサイト等で第三者に公表する可能性がある旨を、被写体になりうる人たちにできる限り伝える努力をし、かつ撮影されることを好ましく思わない人に対しては、フレーム外への移動を促して下さい。（例:「JICA ですが、会場の雰囲気をウェブサイトで報告するため、今からブース前の写真を撮ります。差し障りのある方は、こちらにご移動ください」と大声で伝えるなど）
2. 不特定多数の被写体が写真の中に存在する場合は、できる限り個人が判別できない形で使用するよう心掛けて下さい。

<海外での撮影>

海外で写真撮影をする場合、その国の法律・判例が適用されますが、なかには肖像権の概念がない国もあります。

しかし、写真を撮影する行為は、一歩間違えると相手に不快感を与えたり、その国の文化・慣習によっては、写真撮影によって寿命が短くなってしまうととらえられることもあり、事後のトラブルのもとになる可能性が高いため、いかなる国においても必ず上記「基本事項」を守って下さい。

## 未成年者に関して

\*JICA のウェブサイトに掲載された写真が悪用される危険を未然に防ぐため、未成年者の撮影及びその写真の掲載に際しては、最大限の注意が必要です。

1. 個人名および学校名など、高い確率で写真の人物を特定できると推測できる情報を掲載する際には、必ず本人及びその保護者、さらに学校側の許可を文書で得て下さい。（必

須)

2. JICA 訪問・出前講座に関しては、学校名が明らかになっているケースが多いため、写真使用時は可能な限り個人を特定できないサイズで掲載するようにして下さい。また可能な限り、本人や学校側の許可だけでなく保護者の許可も取得するようにして下さい。なお、やむを得ず個人が特定できる形で掲載する場合には、必ず、本人、保護者及び学校側の事前の許可を文書で得て下さい。

以上

## 第3 経費に係る留意点

### 1. 経費の積算に係る留意点

経費の積算に当たっては、業務仕様書（案）に規定されている業務の内容を十分理解したうえで、必要な経費を積算してください。積算を行う上での留意点は以下のとおりです。

#### （1）経費の費目構成

当該業務の実施における経費の費目構成です。

当該業務の実施において想定される経費の費目構成例は、以下のとおりです。これらの費目を網羅しつつ、別添の積算様式を参照し、可能な範囲で詳細な内訳をつけて作成するようにしてください。※諸権利処理（マルチユース対応）に必要な経費を含む。

#### 1)パンフレットの編集・改訂（日本語版・英語版）

① 企画・編集費（原稿作成等、1ページ単価）\* 全くの新規作成ページと、既存パンフレットの内容を維持するページごとに金額を記載。

\* 第2 仕様書案別添2の想定更新箇所を基に必要な数量を積算してください。

② 取材基本人件費

③ イラスト料（表紙ならびにサイズごとの単価）

\* 第2 仕様書案別添2の想定更新箇所を基に必要な数量を積算してください。

④ 校正費

⑤ （英）取材・編集費（取材内容の文字起こし、和文原稿案作成、編集・校正）

#### 2)直接経費

当該業務の実施にあたって支出が想定される直接経費は、以下のとおりです。

① パンフレット（冊子）の印刷・製本費（送料含む）

② 英語取材通訳費（必要な場合）

③ 一般管理費

当該業務を行う為に必要な経費であり、業務に要した経費としての抽出、特定が困難な経費について、一定割合の支払いを「一般管理費」として計上することを認めます。

#### （2）消費税課税

課税事業者、免税事業者を問わず、入札書には契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載願います。価格の競争は、この消費税を除いた金額で行います。なお、入札金額の全体に100分の10に相当する額を加算した額が最終的な契約金額となります。

### 2. 支払いの方法

成果品の提出・検査を経て、契約金額内訳書に定められた金額を支払います。

### 3. その他留意事項

- (1) 受注者の責によらない止むを得ない理由で、業務量を増加する場合には、機構と協議の上、両者が妥当と判断する場合に、契約変更を行うことができます。受注者は、このような事態が起きると想定された時点で速やかに担当事業部と相談して下さい。

以上

別添：積算様式

## 積算様式

太平洋島嶼国におけるJICA地域事業パンフレット（仮）			
			単位：円
項目	数量	単価	金額
	<b>1. 冊子和文</b>		
企画・編集（原稿作成）*新規作成	8		0
企画・編集（原稿作成）*既存コンテンツを維持するページ	12		0
取材基本人件費（2h, 1-3名程度/件を想定）	15		0
イラスト料（表紙） *大サイズ	1		0
〃（中サイズ）	10		0
〃（小サイズ）	20		0
外部校正	1		0
小計			0
<b>2. 冊子英文</b>			
編集（英文原稿の流し込み等）	20		0
小計			0
<b>3. 直接経費</b>			
版下作成（日英、20頁*2）	40		0
印刷・製本（20頁）和文4500部、英文3000部	1		0
用紙	1		0
英語インタビュー通訳・翻訳費			0
小計			0
小計			0
<b>4. 成果物の納品</b>			
輸送費	1		0
合計		0	
<b>5. 制作管理費</b>			
総合計		0	
消費税（10%）		0	
最終総合計		0	

## 第4 契約書（案）

### 請負契約書

1. 業務名称 太平洋島嶼国におけるJICAの事業概要パンフレット改訂
2. 成果品 附属書 I 「業務仕様書」 のとおり
3. 契約金額 金 0,000,000 円  
(内 消費税及び地方消費税の合計額 000,000 円)
4. 契約期間 20●●年●●月●●日から 20●●年●●月●●日まで
5. 受渡場所 独立行政法人国際協力機構指定場所

頭書業務の実施について、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名〔組織名〕を記載（以下「受注者」という。）とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって契約（以下「本契約」という。）を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

#### （総則）

- 第1条 受注者は、本契約に定めるところに従い、附属書 I 「業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）に規定する業務（以下「本業務」という。）を請け負い、業務仕様書に記載の成果品（以下「成果品」という。）の完成を約し、発注者は、受注者に対しその対価を支払うものとする。
- 2 受注者は、本契約書及び業務仕様書に特別の定めがある場合を除き、本業務を実施するために必要な方法、手段、手順については、受注者の責任において定めるものとする。
  - 3 頭書の「契約金額」（以下「契約金額」という。）に記載の「消費税及び地方消費税」（以下「消費税額等」という。）とは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づくものである。
  - 4 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算された額とする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税額変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。
  - 5 本契約の履行及び本業務の実施（安全対策を含む。）に関し、受注者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第 4 条に定義する監督職員を経由して提出するものとする。

- 6 前項の書類は、第4条に規定する監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。
- 7 発注者は、本業務に関し、受注者から契約保証金を徴求しない。
- 8 受注者が共同企業体である場合は、その構成員は、発注者に対して、連帯して本契約を履行し、本業務を実施する義務を負うものとする。また、本契約に基づく賠償金、違約金及び延滞金が発生する場合は、全構成員による連帯債務とする。
- 9 本契約を構成する文書中に規定される「文書」、「書面」及び「書類」については、予め発注者が指定した場合には紙媒体によるものとし、指定がない場合には電磁的方法によるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、本契約の地位又は本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面による発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託又は下請負の禁止)

第3条 受注者は、本業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務仕様書に特別の定めがあるとき又は受注者が再委託若しくは下請負の内容、受託者若しくは下請負人の名称その他必要な事項を記載した書面を発注者に提出し、発注者からあらかじめ書面による承諾を得たときは、この限りでない。

- 2 受注者が、前項ただし書の規定により業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、次の各号の条件が課されるものとする。
  - (1) 受注者は発注者に対し、本契約により生ずる一切の義務を免れるものではなく、また、受託者又は下請負人の役職員を受注者の役職員とみなし、当該役職員が本契約により生ずる受注者の義務に違反した場合は、受注者が責任を負うものとする。
  - (2) 発注者は、受注者に対して、書面によりその理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託又は下請負の中止を請求することができる。
  - (3) 第16条第1項第8号イからチまでのいずれかに該当する者を受託者又は下請負人としてはならない。

(監督職員)

第4条 発注者は、本契約の適正な履行を確保するため、独立行政法人国際協力機構東南アジア・大洋州部東南アジア第六・大洋州課長の職にある者を監督職員と定める。

- 2 前項に定める監督職員は、本契約の履行及び本業務の実施に関して、次に掲げる業務を行う権限を有する。
  - (1) 第1条第5項に定める書類の受理
  - (2) 本契約に基づく、受注者又は次条に定める受注者の業務責任者に対する指示、承諾及び協議
  - (3) 本契約に基づく、業務工程の監理及び立会

3 前項における、指示、承諾、協議及び立会とは、次の定義による。

- (1) 指示 監督職員が受注者又は受注者の業務責任者に対し、監督職員の所掌権限に係る方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。

- (2) 承諾 受注者又は受注者の業務責任者が監督職員に報告し、監督職員が所掌権限に基づき了解することをいう。
  - (3) 協議 監督職員と受注者又は受注者の業務責任者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
  - (4) 立会 監督職員又はその委任を受けた者が作業現場に出向き、業務仕様書に基づき業務が行われているかを確認することをいう。
- 4 第2項第2号の規定に基づく監督職員の指示、承諾及び協議は、原則としてこれを書面に記録するものとする。
- 5 発注者は、監督職員に対し本契約に基づく発注者の権限の一部であって、第2項で定める権限以外のものを委任したときは、当該委任した権限の内容を書面により受注者に通知しなければならない。
- 6 発注者は、監督職員を通じて、受注者に対し、いつでも本業務の実施状況の報告を求めることができる。

#### (業務責任者)

- 第5条 受注者は、本業務の実施に先立ち、業務責任者を定め、発注者に届出をしなければならない。発注者の同意を得て、業務責任者を交代させたときも同様とする。
- 2 受注者は、前項の規定により定めた業務責任者に本業務の実施についての総括管理を行わせるとともに、発注者との連絡に当たらせなければならない。

#### (成果品及び業務内容の変更)

- 第6条 発注者は、必要があると認めるときは、発注者及び受注者で協議の上、受注者に対する書面による通知により、成果品及び本業務の内容の変更を求めることができる。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して書面による通知により本業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 第1項により成果品及び本業務の内容を変更する場合において、契約期間若しくは契約金額を変更する必要があると認められるとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者及び受注者は、変更後の契約期間及び契約金額並びに賠償額について協議し、当該協議の結果を書面により定める。
- 4 第2項の場合において、受注者に増加費用が生じたとき、又は受注者が直接かつ現実に損害を受けたときは、発注者は、その費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合において、発注者及び受注者は、負担額及び賠償額を協議し、当該協議の結果を書面により定める。

#### (一般的損害)

- 第7条 本業務の実施において生じた損害（本契約で別に定める場合を除く。）については、受注者が負担する。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者が負担する。

#### (第三者に及ぼした賠償)

- 第8条 本業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害について、当該第三者に賠償を行わなければならない場合は、受注者がその賠償額を負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合は、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 3 前二項の場合において、その他の本業務の実施に関し、第三者との間に紛争が生じたときは、発注者、受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

(検査及び引渡し)

第9条 受注者は、業務仕様書に定める期限までに、成果品を発注者に提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の成果品を受領したときは、その翌日から起算して10営業日（営業日とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日をいう。）以内に当該成果品の完成を確認するための検査を行い、その結果を受注者に通知しなければならない。なお、成果品の提出が複数回に亘る場合には、発注者は成果品を受領する都度検査を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となったときは、遅滞なく必要な補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 受注者が第2項の検査合格の通知を受けた時点をもって、受注者から発注者に対する成果品の引渡しが完了したものとみなす。

(最終校正の提出と承認)

第10条 受注者は、発注者から指示のあった内容について校正を行う日数を含んで、業務仕様書に定める期限までに成果品の提出を完了しなければならない。最終校正は一括提出を避け、完成部分につきその都度若しくは最低隔日において発注者に提出し承認を受けなければならない。

(成果品の取扱い)

第11条 受注者が作成した成果品の所有権は、第9条第4項に定める成果品引渡し完了の時に、受注者から発注者に移転する。

- 2 成果品の著作権（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）は、業務仕様書にて別途定めるもの及び受注者又は第三者が従来から著作権を有する著作物を除き、第9条第4項に定める成果品引渡し完了の時に受注者から発注者に譲渡されたものとする。成果品のうち、受注者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、これら著作物を発注者が利用するために必要な許諾を発注者に与えるものとし、第三者が従来から著作権を有する著作物については、受注者は、責任をもって第三者から発注者への利用許諾を得るものとする。また、受注者は発注者に対して成果品について著作者人格権を行使しないものとし、第三者をして行使させないものとする。
- 3 前項の規定は、第16条第1項、第17条第1項又は第18条第1項の規定により本契約が解除された場合についても、これを準用する。

(契約不適合)

第 12 条 発注者は、成果品に業務仕様書との不一致その他本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内にその旨を通知した場合に限り、受注者に対しその契約不適合の修補、代替品の提供納入による履行の追完、契約金額の減額又はこれらに代えて若しくは併せて損害賠償を請求することができる。

2 発注者は、成果品に契約不適合があるときは、発注者がその契約不適合を知った日から 1 年以内に受注者に通知した場合に限り、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 前二項において受注者が負うべき責任は、第 9 条第 2 項の検査合格をもって免れるものではない。

(支払)

第 13 条 受注者は、第 9 条第 4 項に基づき、検査合格の通知を受けることにより成果品を発注者に引き渡したものとみなされたときは、発注者に契約金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、請求書を受領した日から起算して 30 日以内に契約金額の支払を行わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、発注者は、受注者の支払請求を受理した後、その内容の全部又は一部に誤りがあると認めるときは、その理由を明示して当該請求書を受注者に返付することができる。この場合は、当該請求書を返付した日から是正された請求書が発注者が受理した日までの期間の日数は、前項に定める期間の日数に参入しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害の賠償)

第 14 条 受注者の責に帰すべき事由により、契約期間内に成果品を完成させて発注者に引き渡すことができない場合において、契約期間経過後相当の期間内に完成させて引き渡す見込みのあるときは、発注者は受注者に履行遅滞により発生した損害の賠償を請求するとともに、成果品の引渡しを請求することができる。

2 前項の損害賠償の額は、契約金額から既に引渡しを受けた部分に相当する金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約期間が経過した時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）に規定する利率（以下「本利率」という。）で算出した額とする。

3 発注者の責に帰すべき事由により、発注者が本契約に基づき支払義務を負う金員の支払が遅延した場合は、受注者は、遅延金額につき、遅延日数に応じ、本利率で算出した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(天災その他の不可抗力の扱い)

第 15 条 天災地変、戦争、国際紛争、内乱、暴動、テロ行為、ストライキ、業務対象国政府による決定等、社会通念に照らして発注者及び受注者いずれの責に帰すべからざるやむを得ない事由（以下「不可抗力」という。）により、発注者、受注者いずれかによる履行が遅延又は妨げられる場合は、当事者は、その事実発生後遅滞なくその状

況を書面により本契約の相手方に通知しなければならない。また、発注者及び受注者は、通知後速やかに書面にて不可抗力の発生の事実を確認し、その後の必要な措置について協議し定める。

2 不可抗力により生じた履行の遅延又は不履行は、本契約上の義務の不履行又は契約違反とはみなさない。

(発注者の解除権)

第 16 条 発注者は、受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、催告を要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責に帰すべき事由により、本契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 受注者が第 18 条第 1 項に規定する事由によらないで本契約の解除を申し出たとき。
- (4) 第 20 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為があったとき。
- (5) 受注者に不正な行為があったとき、又は発注者の名誉ないし信用を傷つける行為をしたとき。
- (6) 受注者に仮差押又は仮処分、差押、競売、破産、民事再生、会社更生又は特別清算等の手続開始の申立て、支払停止、取引停止又は租税滞納処分等の事実があったとき。
- (7) 受注者が「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」に違反したとき。
- (8) 受注者が、次に掲げる各号のいずれかに該当するとき、又は次に掲げる各号のいずれかに該当する旨の新聞報道、テレビ報道その他報道(ただし、日刊新聞紙等、報道内容の正確性について一定の社会的評価が認められている報道に限る。)があったとき。

イ 役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の定義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下「反社会的勢力」という。)であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者であると認められるとき。

ハ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ニ 法人である受注者又はその役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしているとき。

ホ 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

ヘ 法人である受注者又はその役員が、反社会的勢力であることを知りながらこれ

を不当に利用するなどしているとき。

- ト 法人である受注者又はその役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- チ 受注者が、東京都暴力団排除条例又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行ったとき。
- リ 受注者が、再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約に当たり、その相手方がイからチまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ヌ 受注者が、イからチまでのいずれかに該当する者を再委託、下請負又は物品購入等にかかる契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合（前項第4号の場合を除く。）は、受注者は発注者に対し契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に発注者に納付しなければならない。この場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。

#### （発注者のその他の解除権）

第17条 発注者は、前条第1項に規定する場合のほか、その理由を問わず、少なくとも30日前に書面により受注者に予告通知のうえ、本契約を解除することができる。

- 2 第1項の規定により本契約を解除した場合において、受注者が受注者の責に帰することができない事由により損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとする。賠償額は、受注者が既に支出し他に転用できない費用及び契約業務を完成したとすれば收受しえたであろう利益の額を合算した金額とする。この場合における收受しえたであろう利益は、契約金額の内訳に「一般管理費」の額が定められているときは同金額を上限とする。

#### （受注者の解除権）

第18条 受注者は、発注者が本契約に違反し、その違反により本業務を完了することが不可能となったときは、本契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により本契約を解除した場合は、前条第2項の規定を準用する。

#### （解除に伴う措置）

第19条 本契約が解除された場合においては、受注者は、解除時点における成果品の出来高部分（以下「出来高部分」という。）の内容を発注者に報告するとともに、発注者が出来高部分の引渡しを求めたときは、発注者による検査を受け、合格した出来高部分を発注者に引き渡さなければならない。

- 2 発注者は、前項に基づき引渡しを受けた出来高部分につき履行割合を算定し、契約金額に前記履行割合を乗じた額（ただし、既払金を控除する。）を受注者に支払うものとする。

(重大な不正行為に係る違約金)

第 20 条 受注者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、その都度、発注者の解除権行使の有無にかかわらず、受注者は契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする）の 10 分の 2 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に納付しなければならない。

(1) 次のいずれかの目的により、受注者の役職員又はその指図を受けた者が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 198 条（贈賄）又は不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に違反する行為を行い刑が確定したとき。また、受注者が同条に相当する外国の法令に違反する行為を行い、同国の司法機関による確定判決又は行政機関による最終処分がなされたときも同様とする。

イ 本業務の実施にかかる便宜を得る目的

ロ 本業務の実施の結果を受けて形成された事業の実施を内容とする契約の受注又は事業の許認可の取得等にかかる便宜を得る目的（本契約の契約期間中に違反行為が行われ、又は本契約の対価として支払を受けた金銭を原資として違反行為が行われた場合に限る。）

(2) 受注者又は受注者の意を受けた関係者が、本業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）（以下、「独占禁止法」）第 3 条、第 6 条又は第 8 条に違反する行為を行い、公正取引委員会から独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を受け、又は第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の意を受けた関係者に対し、本業務の実施に関して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又はその意を受けた関係者（受注者又は当該関係者が法人の場合は、その役員又は使用人）が、本業務の実施に関し、刑法第 96 条の 6（公契約関係競売等妨害）、独占禁止法第 89 条第 1 項又は同法第 90 条第 1 号及び第 2 号に違反する行為を行い刑が確定したとき。

(5) 第 1 号、第 2 号及び前号に掲げるいずれかの違反行為があったことを受注者（受注者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の構成員のいずれか）が認めるとき。ただし、発注者は、受注者が、当該違反行為について自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、違約金を免除又は減額することができる。なお、受注者が共同企業体である場合は、その構成員の一が自主的な申告を行い、かつ発注者に協力して損害の発生又は拡大を阻止し、再発防止のため適切な措置を講じたときは、発注者は、当該構成員に対し、違約金を免除又は減額することができる。

2 受注者が前項各号に複数該当するときは、発注者は、諸般の事情を考慮して、同項の規定により算定される違約金の総額を減額することができる。ただし、減額後の金額は契約金額の 10 分の 2 を下ることはない。

- 3 前二項の場合において、発注者の被った実損害額が当該違約金の額を超えるときは、発注者は、受注者に対して、別途、当該超過部分の賠償を請求することができる。
- 4 前三項に規定する違約金及び賠償金は、第 16 条第 2 項に規定する違約金及び賠償金とは独立して適用される。
- 5 受注者が共同企業体である場合であって、当該共同企業体の構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するときは、第 1 条第 8 項の規定にかかわらず、発注者は、当該構成員に対して本条第 1 項から第 3 項までに規定する違約金及び賠償金を請求しないことができる。ただし、本項第 2 号に掲げる者のうち当該違反行為を知りながら発注者への通報を怠った者については、この限りでない。
  - (1) 第 1 項第 1 号又は第 4 号に該当する場合であって、その判決内容等において、違反行為への関与が認められない者
  - (2) 第 1 項第 5 号に該当する場合であって、違反行為があったと認めた構成員が、当該違反行為に関与していないと認めた者
- 6 前項の適用を受けた構成員（以下「免責構成員」という。）がいる場合は、当該共同企業体の免責構成員以外の構成員が当該違約金及び賠償金の全額を連帯して支払う義務を負うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

#### （賠償金等）

- 第 21 条 受注者が本契約に基づく賠償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額及びこれに対する発注者の指定する期間を経過した日から支払の日まで本利率で算出した利息の合計額と、発注者が本契約に従って支払うべき金額とを相殺し、なお不足があるときは受注者に支払を請求することができる。
- 2 前項の請求をする場合は、発注者は、受注者に対して、前項に基づき発注者が指定した期間を経過した日から遅延日数に応じ、本利率で算出した額の延滞金の支払を請求する。

#### （調査・措置）

- 第 22 条 受注者が、第 16 条第 1 項各号又は第 20 条第 1 項各号に該当する疑いがある場合は、発注者は、受注者に対して調査を指示し、その結果を文書で発注者に報告させることができ、受注者は正当な理由なくこれを拒否してはならないものとする。
- 2 発注者は、前項の報告を受けたときは、その内容を詳細に確認し、事実の有無を判断するものとする。この場合において、発注者が審査のために必要であると認めるときは、受注者からの説明を求め、必要に応じ受注者の事業所に赴き検査を行うことができるものとする。
  - 3 発注者は、第 16 条第 1 項各号又は第 20 条第 1 項各号に該当する不正等の事実を確認した場合は、必要な措置を講じることができるものとする。
  - 4 発注者は、前項の措置を講じた場合は、受注者名及び不正の内容等を公表することができるものとする。

(秘密の保持)

第 23 条 受注者（第 3 条に基づき受注者が選任する再委託先又は下請負人を含む。本条において以下同じ。）は、本業務を実施する上で、発注者その他本業務の関係者から、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示の方法及び媒体を問わず、また、本契約締結の前後を問わず、開示された一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、これを第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次の各号に定める情報については、この限りでない。

- (1) 開示を受けた時に既に公知であったもの
  - (2) 開示を受けた時に既に受注者が所有していたもの
  - (3) 開示を受けた後に受注者の責に帰さない事由により公知となったもの
  - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
  - (5) 開示の前後を問わず、受注者が独自に開発したことを証明するもの
  - (6) 法令並びに政府機関及び裁判所等の公の機関の命令により開示が義務付けられたもの
  - (7) 第三者への開示につき、発注者又は秘密情報の権限ある保持者から開示について事前の承認があったもの
- 2 受注者は、秘密情報について、本業務の実施に必要な範囲を超えて使用、提供又は複製してはならない。また、いかなる場合も改ざんしてはならない。
- 3 受注者は、本業務に従事する者（下請負人がある場合には下請負人を含む。以下「業務従事者等」という。）が、その在職中、退職後を問わず、秘密情報を保持することを確保するため、秘密取扱規程の作成、秘密保持誓約書の徴収その他必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、秘密情報の漏えい、滅失又はき損その他の秘密情報の管理に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 5 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の同意を得た上で、受注者の事務所等において秘密情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
- 6 受注者は、本業務の完了後、速やかに秘密情報の使用を中止し、秘密情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体（受注者が作成した複製物を含む。）を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる秘密情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で、破棄し、その旨を発注者に通知しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 7 前各項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(個人情報保護)

第 24 条 受注者は、本契約において、発注者の保有個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）第 60 条で定義される保有個人情報を指し、以下「保有個人情報」という。）を取り扱う場合は、次の各号に定める義務を負うものとする。

- (1) 業務従事者等に次の各号に掲げる行為を遵守させること。ただし、予め発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

- イ 保有個人情報について、改ざん又は本業務の実施に必要な範囲を超えて利用、提供、複製してはならない。
  - ロ 保有個人情報を第三者へ提供し、その内容を知らせてはならない。
- (2) 業務従事者等が前号に違反したときは、受注者に適用のある個人情報保護法が定める罰則が適用され得ることを、業務従事者等に周知すること。
  - (3) 保有個人情報の管理責任者を定めること。
  - (4) 保有個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。受注者は、発注者が定める「個人情報保護に関する実施細則」(平成17年細則(総)第11号)を準用し、当該細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。特に個人情報を扱う端末の外部への持ち出しは、発注者が認めるときを除き、これを行ってはならない。
  - (5) 発注者の求めがあった場合は、保有個人情報の管理状況を書面にて報告すること。
  - (6) 保有個人情報の漏えい、滅失又はき損その他の本条に係る違反行為等が発生したときは、直ちに被害の拡大防止及び復旧等のために必要な措置を講ずるとともに、速やかに発注者に報告し、その指示に従うこと。
  - (7) 受注者は、本業務の完了後、速やかに保有個人情報の利用を中止し、保有個人情報を含む書類、図面、写真、フィルム、テープ、ディスク等の媒体(受注者が作成した複製物を含む。)を発注者に返却し、又は、当該媒体に含まれる保有個人情報を復元できないよう消去若しくは当該媒体を破壊した上で破棄し、当該廃棄した旨を記載した書面を発注者に提出しなければならない。ただし、発注者から指示があるときはそれに従うものとする。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、受注者の事務所等において、保有個人情報が適切に管理されているかを調査し、管理状況が不適切である場合は、改善を指示することができる。
  - 3 第1項第1号及び第6号並びに前項の規定は、本業務が完了した後も引き続き効力を有する。

(情報セキュリティ)

第25条 受注者は、発注者が定める「独立行政法人国際協力機構サイバーセキュリティ対策に関する規程」(平成29年規程(情)第14号)及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」(平成29年細則(情)第11号)を準用し、当該規程及び細則に定められた事項につき適切な措置を講じるものとする。

(安全対策措置等)

第26条 受注者は、業務従事者等の生命・身体等の安全優先を旨として、自らの責任と負担において、必要な安全対策を講じて、業務従事者等の安全確保に努めるものとする。

- 2 前項の規定を踏まえ、受注者は、本業務の全部又は一部を海外で実施する場合には、少なくとも以下の安全対策を講じるものとする。
  - (1) 業務従事者等について、以下の基準を満たす海外旅行保険を付保する。ただし、業務従事者等の派遣事務(航空券及び日当・宿泊料の支給)を発注者が実施する場合であって、発注者が海外旅行保険を付保するときは、この限りでない。

- ・ 死亡・後遺障害 3,000 万円（以上）
  - ・ 治療・救援費用 5,000 万円（以上）
- (2) 本業務を実施する国・地域への到着後、速やかに滞在中の緊急連絡網を作成し、前号の付保内容と併せ、発注者の在外事務所等に提出する。なお、業務従事者等が3ヵ月以上現地に滞在する場合は、併せて在留届を当該国・地域の在外公館に提出させる。
  - (3) 本業務を実施する国・地域への渡航前に、外務省が邦人向けに提供している海外旅行登録システム「たびレジ」に、業務従事者等の渡航情報を登録する。
  - (4) 現地への渡航に先立ち、発注者が発注者のウェブサイト（「JICA 安全対策研修について」）上で提供する安全対策研修を業務従事者等に受講させる。ただし、提供されている研修素材の言語を理解できない者については、この限りでない。
  - (5) 現地への渡航に先立ち発注者が提供する JICA 安全対策措置（渡航措置及び行動規範）を業務従事者に周知し、同措置の遵守を徹底する。また、発注者より、同措置の改訂の連絡があった場合は、速やかに業務従事者に周知し、改訂後の同措置の遵守を徹底する。
  - (6) 業務従事者等の労働安全が維持され、労働災害等（労働安全衛生法第2条第1号（昭和47年法律第57号）にいう労働災害及びそれと同等の労働災害をいう。）を避けることを確保すべく、あらゆる注意を以て本業務を実施する。再委託を行う場合は、再委託先において同等の措置が図られるよう、必要な措置を講ずる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、海外での業務について、受注者の要請があった場合又は緊急かつ特別の必要性があると認められる場合、発注者は、受注者と共同で又は受注者に代わって、業務従事者等に対し安全対策措置のための指示を行うことができるものとする。

#### （契約の公表）

- 第27条 受注者は、本契約の名称、契約金額並びに受注者の名称及び住所等が一般に公表されることに同意するものとする。
- 2 受注者が法人であって、かつ次の各号のいずれにも該当する場合は、前項に定める情報に加え、次項に定める情報が一般に公表されることに同意するものとする。
    - (1) 発注者において役員を経験した者が受注者に再就職していること、又は発注者において課長相当職以上の職を経験した者が受注者の役員等として再就職していること
    - (2) 発注者との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
  - 3 受注者が前項の条件に該当する場合に公表される情報は、以下のとおりとする。
    - (1) 前項第1号に規定する再就職者に係る情報（氏名、現在の役職、発注者における最終職名）
    - (2) 受注者の直近3ヵ年の財務諸表における発注者との間の取引高
    - (3) 受注者の総売上高又は事業収入に占める発注者との間の取引高の割合
  - 4 受注者が「独立行政法人会計基準」第14章に規定する関連公益法人等に該当する場合は、受注者は、同基準第14章の規定される情報が、発注者の財務諸表の附属明細書に掲載され一般に公表されることに同意するものとする。

(準拠法)

第 28 条 本契約は、日本国の法律に準拠し、同法に従って解釈されるものとする。

(契約外の事項)

第 29 条 本契約に定めのない事項又は本契約の条項について疑義が生じた場合は、必要に応じて発注者及び受注者が協議して、当該協議の結果を書面により定める。

(合意管轄)

第 30 条 本契約に関し裁判上の紛争が生じた場合は、当該紛争の内容や形式如何を問わず（調停事件を含む。）、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

この契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

【電子契約の場合】

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。

なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

2024年12月●●日

発注者  
東京都千代田区二番町5番地25  
独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 井倉 義伸

受注者

※契約書の電子署名を行う場合

本契約の証として、本書を電磁的に作成し、発注者、受注者それぞれ合意を証する電磁的措置を執ったうえ、双方保管するものとする。なお、本契約は、以下の日付より効力を生じるものとする。

※電子契約でない場合

本契約の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保持する。

[附属書 I]

業 務 仕 様 書

[附属書Ⅱ]

## 契約金額内訳書

## 契約の管理について

### 1. 打合簿の作成

- (1) 契約書第 5 条に定義する監督職員（以下、「監督職員」という。）の指示、承諾及び協議は、その内容を打合簿（発注者指定様式）に記録し、同第 6 条に定義する業務責任者（以下、「業務責任者」という。）と監督職員とがそれぞれ保管する。
- (2) 以下、2. (2)及び(3)に定める契約内容の変更について合意する場合は、監督職員に加えて、独立行政法人国際協力機構国際協力調達部契約推進第三課長の職にある者（以下、「契約推進第三課長」という。）が打合簿の承認を行う。
- (3) 打合簿は、監督職員及び業務責任者の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。ただし、1. (2)で定める契約推進第三課長の承認を要する打合簿は、左記の二者に加え、契約推進第三課長の承認を終えた時点で合意が成立したものとみなす。

### 2. 契約内容の変更及び確認

本契約書で定める事項を変更及び確認する場合の手続きについて、次のとおり定める。ただし、契約の変更は、契約事務取扱細則第 25 条第 1 項の各号の要件<sup>1</sup>を満たす場合に限って実施できるものとする。

- (1) 以下の変更を実施する場合、監督職員及び業務責任者の二者による打合簿（以下、これを「二者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
  - ・ 契約総額の増減を伴わない業務内容の軽微な変更
  - ・ 成果物及びその他業務提出物の提出日または提出方法の変更
  - ・ 業務スケジュールの変更、また契約締結時に未定だったスケジュールの確定
- (2) 以下の変更を実施する場合、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長の三者による打合簿（以下、これを「三者打合簿」という。）を以て変更内容とその必要性について合意する。
  - ・ 支払計画の変更
  - ・ 再委託先の決定・変更

<sup>1</sup> 以下、契約事務取扱細則（抜粋）のとおり。  
(契約の変更)

第 25 条 契約担当役は、以下の各号の要件を満たす限り、必要に応じ、契約の内容、契約金額及び履行期限等を変更（以下「契約変更」という。）することができる。

- (1) 契約の同一性が確保されること。
- (2) 当初の契約相手方の選定過程における公正性が損なわれないこと。

2 契約変更は、書面によりこれを行わなければならない。

(3) 以下の変更を実施する場合、三者打合簿を以て変更内容とその必要性について合意する。

また、三者打合簿による合意後、発注者及び受注者の代表者間において、速やかに変更契約書を締結する。

- ・ 業務内容の変更
- ・ 契約金額の変更
- ・ 履行期間の変更

なお、三者打合簿による合意を以て、受注者は、三者打合簿に記載の変更内容にかかる業務に着手できるものとする。

以上に記載のない事項にかかる変更、また個別事例にかかる対応については、監督職員、業務責任者及び契約推進第三課長で協議の上、必要な手続きを確認する。

以上

# 様式集

<参考様式>

■入札手続に関する様式

1. 競争参加資格確認申請書
2. 委任状
3. 共同企業体結成届（共同企業体の結成を希望する場合）
4. 質問書
5. 機密保持誓約書
6. 資本関係又は人的関係に関する申告書

以上の参考様式のデータは、国際協力機構ホームページ「調達情報」→「調達ガイドライン、様式」→「様式 一般競争入札：総合評価落札方式（国内向け物品・役務等）」よりダウンロードできます。  
([https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op\\_tend\\_evaluation.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/domestic/op_tend_evaluation.html) )

## 手続・締切日時一覧 (24a00585)

公告日 2024年11月1日

メール送付先	e_sanka@jica.go.jp
--------	--------------------

No.	入札説明書該当箇所	授受方法	提出期限、該当期間	メール件名	備考
1	入札説明書に対する質問の提出	メール	公告日から2024/11/15(金)正午まで	【質問】 (調達管理番号) _ (法人名) _入札説明書	-
2	質問に対する機構からの回答掲載	-	2024/11/27(水)16時以降	-	機構がHPに掲載。但し、質問がない場合は、掲載はありません。
3	競争参加資格申請書の提出	メール	2024/12/10(火)正午まで	【提出】 (調達管理番号) _ (法人名) _競争参加確認申請書	資格無しと判断される場合のみ結果をご連絡します。
4	入札書の提出	電子入札システム	2024/12/10(火)正午まで	-	入札書については、電子入札システムの所定の項目を入力ください。
5	入札執行(入札会)の日時	電子入札システム	2024/12/12(木)14:00	-	入札結果については電子入札システムより通知します。